

第二十節 手数料の軽減又は免除

特許出願をはじめ、出願審査の請求等の手続については、所定の手数料を納付しなければなりません（特195）。手数料を納付すべき者が国（他の法令の規定により国とみなされる場合も含む。）であるときは、法律の適用外となるためこれらの手数料を納付する必要はありません（特195（4））が、国以外の者であっても出願審査請求手数料については、特定の要件を満たす場合に限り手数料が免除あるいは軽減される措置があります（特195の2等）。

また、平成16年4月1日から、特許を受ける権利が国又は出願審査請求手数料の軽減若しくは免除を受ける者とそれ以外の者との共同出願であって、持分の定めがあるときは、これらの者が納付すべき審査請求手数料は、国以外の各共有者ごとに法所定の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額となりました（特195（6））。

なお、出願審査請求手数料の減免を受けるためには、出願審査請求書（補正により増加した請求項の審査請求料について減免を受けるときは手続補正書）とともに審査請求料減免申請書を提出しなければなりません。必要な添付書面など具体的手続については以下に示すとおりです。持分証明書の提出が必要な場合は、出願審査請求書に添付しなければなりませんので注意してください。

I 個人・法人を対象とした減免措置（特195の2）

1. 減免の対象

出願審査請求手数料

（※以下の条件を満たす者であっても、他の手数料については減免されません。）

2. 減免の要件

下表に掲げる必要な要件（手数料令1の2）を満たしている個人又は法人が自己名義の特許出願に対して出願審査の請求をする場合には、その出願審査の請求の手数料が軽減され、又は免除されます。

※必要要件

個人の場合	①生活保護法による扶助を受けていること（免除） ②市町村民税が課されていないこと（免除） ③所得税が課されていないこと（1/2軽減） ④事業税が課されていないこと（1/2軽減） ⑤事業を開始した日以後10年を経過していないこと （注）（1/2軽減）	※いずれかに該当すること
法人の場合 （1/2軽減）	①資本金が3億円以下であること ②法人税が課せられていないこと又は設立の日以後10年を経過していないこと（注） ③他の法人に支配されていないこと	※すべてに該当すること

(注) 事業を開始した日以後10年を経過していない個人事業主及び設立の日以後10年を経過していない法人の場合は、平成26年4月1日から平成30年3月31日までに出席審査の請求を行う場合は、産業競争力強化法の規定による審査請求料の軽減措置(2/3軽減)を受けることができます(Ⅱ 中小ベンチャー企業、小規模企業を対象とした軽減措置参照。)

3. 減免の申請

減免を受けるためには、出席審査請求書(様式見本2又は4)を提出するとともに、審査請求料減免申請書(様式見本1又は3)を提出しなければなりません(手数料令1の3)。また、審査請求料減免申請書には、上記2.の各要件に応じ、以下の書面を添付しなければなりません(添付書面については、申請日に取得し得る最新の書類の提出が必要です)。なお、審査請求料減免申請書は、減免を受ける者ごとに提出しなければなりません。

(1) 個人の場合

※申請に必要な添付書面 *1

- | |
|------------------------|
| ① 生活保護証明書*2 |
| ② 市町村民税非課税証明書 *3 |
| ③ 所得税非課税証明書 *4 |
| ④ 事業税納税証明書 *5 |
| ⑤ 開業の届出書(所得税法第229条)の写し |

- *1 各添付書面については、原本ではなく、その写しを証明書類として提出することが可能です。
- *2 生活保護に関する証明書は、3月以内の証明書を提出してください。
- *3 非課税証明書は、課税証明書や納税証明書で課税額が0円等で証明される場合があります。
- *4 確定申告されている方は、税務署の発行する所得税に関する納税証明書(その1)で申告所得税額・源泉徴収税額が0円のもの、給与所得又は年金所得しかない者で確定申告を行わない者の場合は、支給者の発行する源泉徴収票で源泉徴収税額が0円のものをご提出頂くこととなります。また、給与所得と年金所得がある場合や年金を複数の箇所から給付されている方は、すべての源泉徴収票を提出してください。
- *5 都道府県税事務所が発行する事業税納税証明書で納税額が0円のものになります。なお、事業税納税証明書の発行を受けることができない場合は、事業所得の申告が290万円以下の所得税確定申告書の写し及び開業の届出書(所得税法第229条)の写しを提出してください。

様式見本 1：審査請求料減免申請書（個人の場合）

【書類名】	審査請求料減免申請書
（【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日）
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【申請人】	
【識別番号】	1 2 3 4 5 6 7 8 9
【住所又は居所】	東京都江東区亀戸〇－〇－〇
【氏名又は名称】	特許 太郎
【申請の理由】	審査請求料の免除（特許法第195条の2） （注1）
【提出物件の目録】	
【物件名】	市町村民税非課税証明書 1 （注2）

（注1） 1／2軽減の場合は「審査請求料の軽減（特許法第195条の2）」と記載します。

（注2） 1／2軽減の場合は「所得税非課税証明書」等と記載します。

様式見本 2：出願審査請求書（個人の場合）

【書類名】	出願審査請求書
（【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日）
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【請求項の数】	
【請求人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	印又は識別ラベル （注1）
【手数料に関する特記事項】	特許法第195条の2の規定による審査請求料の免除 （注2）

（注1） 請求人の欄に押す印は特許庁に届け出ている印を使用してください。

（注2） 【手数料に関する特記事項】の欄には、軽減の場合は「特許法第195条の2の規定による審査請求料の1／2軽減」と記載します。その場合、【手数料の表示】の欄は【手数料に関する特記事項】の欄の上に記載してください。特許印紙で納付する場合には【手数料の表示】の欄は記載せず、特許印紙は左上の余白に貼付してください。

(2) 法人の場合

◆①、②（②については②-1または②-2いずれかに該当）及び③すべての条件を満たす法人

法人の種類	要件及び添付書面			
	①資本金3億円以下であること (注1)	②-1 法人税が課されていないこと (注2)	②-2 設立の日以後10年を経過していないこと	③他の法人に支配されていないこと (注3)
株式会社	定款、法人登記事項証明書又は貸借対照表 (注4)	法人税確定申告書別表第1の写し又は納税証明書	定款又は法人登記事項証明書 (注4)	法人税確定申告書別表第2の写し又は株主名簿
有限会社	同上	同上	同上	同上
合名会社	同上	同上	同上	法人税確定申告書別表第2の写し又は出資者名簿
合資会社	同上	同上	同上	同上
合同会社	同上	同上	同上	同上
一般財団法人	貸借対照表 (注1)	同上	同上	不要 (注3)
一般社団法人	同上	同上	同上	不要 (注3)
協同組合	法人登記事項証明書 (注4)	同上	同上	法人税確定申告書別表第2の写し又は出資者名簿
	貸借対照表 (注1)			不要 (注3)

(注1) 資本又は出資を有しない法人の場合については前事業年度末の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から当該貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額を控除した金額（当該貸借対照表に、当該事業年度に係る利益の額が計上されているときは、その額を控除した金額とし、当該事業年度に係る欠損金の額が計上されているときは、その額を加算した金額とする。）の百分の六十に相当する金額が3億円以下であること。

(注2) 更正通知及び修正通知がある場合にはこれらの書面も含まれます。

(注3) 資本又は出資を有しない法人の場合は提出することを要しません。

他の法人に支配されていないこととはア. 及びイ. に該当していることを指します。

ア. 申請人以外の単独の法人が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと。

イ. 申請人以外の複数の法人が株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと。

(注4) 定款を提出する場合は、資本金の金額や設立年月日が記載されているもので、かつ提出時点で有効な定款（認証日から3月以内のもの）となります。また、登記事項証明書は発行から3月以内のものとなります。

様式見本 3：審査請求料減免申請書（法人の場合）

【書類名】	審査請求料減免申請書	
（【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日）	
【あて先】	特許庁長官	殿
【出願の表示】		
【出願番号】	特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇	
【申請人】		
【識別番号】	1 2 3 4 5 6 7 8 9	
【住所又は居所】	東京都江東区亀戸〇－〇－〇	
【氏名又は名称】	〇〇〇〇株式会社	
【代表者】	〇〇 〇〇	
【申請の理由】	審査請求料の軽減（特許法第 1 9 5 条の 2）	
【提出物件の目録】		
【物件名】	法人登記事項証明書	1
【物件名】	法人税確定申告書別表第 1 の写し	1
【物件名】	法人税確定申告書別表第 2 の写し	1

様式見本 4：出願審査請求書（法人の場合）

【書類名】	出願審査請求書	
（【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日）	
【あて先】	特許庁長官	殿
【出願の表示】		
【出願番号】	特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇	
【請求項の数】		
【請求人】		
【識別番号】		
【住所又は居所】		
【氏名又は名称】		
【代表者】	印又は識別ラベル	（注 1）
【手数料の表示】		（注 2）
【予納台帳番号】		
【納付金額】		
【手数料に関する特記事項】	特許法第 1 9 5 条の 2 の規定による審査請求料の 1 / 2 軽減	

（注 1）請求人の欄に押す印は特許庁に届け出ている印を使用してください。

（注 2）特許印紙で納付する場合には【手数料の表示】の欄は記載せず、特許印紙は左上の余白に貼付してください。

Ⅱ 中小ベンチャー企業、小規模企業等を対象とした軽減措置（産業競争力強化法75(2)）

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）が平成26年4月1日に一部施行され同法第75条第2項の規定により特許法第195条第2項の規定により納付する出願審査請求料の軽減が受けられるようになりました。

1. 軽減の対象

出願審査請求手数料

（※以下の要件を満たす者であっても、他の手数料については軽減されません。）

2. 軽減の要件

下表に掲げる要件を満たしている個人事業主又は法人が自己名義の特許出願に対して、平成26年4月1日から平成30年3月31日までに、出願審査の請求をする場合には、その出願審査の請求の手数料が2/3軽減されます（免除はありません。）。なお、軽減後の金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます（産業競争力強化法施行令18(3)）。

個人事業主	① 常時使用する従業員の数が20人以下（商業又はサービス業は5人以下）であること ② 事業を開始した日以後10年を経過していないこと（注1）	※いずれかに該当すること
法人	① 他の法人に支配されていない法人で、常時使用する従業員の数が20人以下（商業又はサービス業は5人以下）であること（注2） ② 他の法人に支配されていない法人で、資本金の額又は出資の総額が3億円以下であって、その設立の日以後10年を経過していないこと（注1）（注2）	※いずれかに該当すること

（注1）事業を開始した日以後10年を経過していない個人事業主又は設立の日以後10年を経過していない法人の場合は、出願審査の請求をする日が平成30年4月1日以降であっても、特許法第195条の2の規定による審査請求料の軽減措置（1/2軽減）を受けることができます（I 個人・法人を対象とした減免措置参照）。

（注2）他の法人に支配されていないこととはア. 及びイ. に該当していることを指します。

ア. 申請人以外の単独の法人が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと。

イ. 申請人以外の複数の法人が株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと。

3. 軽減の申請

軽減を受けるためには、出願審査請求書（様式見本4又は5）を提出するとともに、審査請求書軽減申請書（様式見本1又は2）を提出しなければなりません（産業競争力強化法施行令18(1)）。また、審査請求料軽減申請書には、上記2.の各要件に応じ、以下の書面を添付しなければなりません。なお、審査請求料軽減申請書は、軽減を受ける者ごとに提出しなければなりません。

要件	提出する証明書類	
個人事業主 要件①	・小規模企業者の要件に関する証明書（様式見本3）	
個人事業主 要件②	・事業開始届（個人が新たに事業を始めたときに納税地を所轄する税務署長に提出する書類）の写し等	
法人 要件①	会社（株式会社等）	・小規模企業者の要件に関する証明書（様式見本3） ・法人税確定申告書別表第2の写し又は株主名簿・出資者名簿
	協同組合（出資を有する場合）	・小規模企業者の要件に関する証明書（様式見本3） ・法人税確定申告書別表第2の写し又は出資者名簿
	資本又は出資を有しない法人（一般社団法人・一般財団法人等）	・小規模企業者の要件に関する証明書（様式見本3）
法人 要件②	会社（株式会社等）	・定款又は法人の登記事項証明書（注2） ・法人税確定申告書別表第2の写し又は株主名簿・出資者名簿
	協同組合（出資を有する場合）	・定款又は法人の登記事項証明書（注2） ・法人税確定申告書別表第2の写し又は出資者名簿
	資本又は出資を有しない法人（一般社団法人・一般財団法人等） (注1)	・定款（寄付行為）又は法人の登記事項証明書 (注2) ・前年度の貸借対照表

(注1) 資本又は出資を有しない法人の場合については前事業年度末の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から当該貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額を控除した金額（当該貸借対照表に、当該事業年度に係る利益の額が計上されているときは、その額を控除した金額とし、当該事業年度に係る欠損金の額が計上されているときは、その額を加算した金額とする。）の百分の六十に相当する金額が3億円以下であること。

(注2) 定款を提出する場合は、資本金の金額や設立年月日が記載されているもので、かつ提出時点で有効な定款（認証日から3月以内のもの）となります。また、登記事項証明書は発行から3月以内のものとなります。

様式見本 1：審査請求料軽減申請書（個人事業主の場合）

【書類名】	審査請求料軽減申請書（産業競争力強化法）		
【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日		
【あて先】	特許庁長官		殿
【出願の表示】			
【出願番号】	特願 2 0 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇 〇 〇		
【申請人】			
【識別番号】	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇		
【住所又は居所】	東京都江東区亀戸〇-〇-〇		
【氏名又は名称】	〇〇 〇〇		
【申請の理由】	審査請求料の軽減（産業競争力強化法第 7 5 条第 2 項）		
【提出物件の目録】			
【物件名】	小規模企業者の要件に関する証明書	1	（注 1）
【技術の分野】	第〇項		（注 2）

（注 1）事業開始届の写しの場合には、「【物件名】 事業開始届の写し 1」と記載します。

（注 2）【技術の分野】の欄には、当該発明の属する技術の分野を以下の第 1 項から第 3 9 項までの中から選択し、例えば「第 1 項」のように記載してください。なお、技術の分野が複数ある場合は、複数記載してください。

第 1 項（時計・計測一般、測長・測量、距離測定、電気の測定等）

第 2 項（電子管、表示制御、可変情報表示装置、焼付・現像・投影、半導体露光、原子力等）

第 3 項（機械分析、化学分析、物理分析、医療診断機器等）

第 4 項（電子写真（材料）、マーキング、写真、フォトレジスト、光学素子（レンズ、プリズム、フィルター等）・光学機器（望遠鏡、顕微鏡、眼鏡等）、カメラ、EL（エレクトロルミネセンス）技術等）

第 5 項（光ファイバー、レーザー、発光素子、受光素子、光ビームの制御、液晶等）

第 6 項（電子写真（工程・制御）、印刷、プリンター等）

第 7 項（耕耘・移植、収穫・脱穀・穀粒の処理、畜産・水産、木材加工・栽培、水工、基礎工、掘削、陸路、トンネル等）

第 8 項（パチンコ・スロットマシン、運動・遊具、ゲーム・玩具、事務用品、教習具、時刻表・ラベル・広告等）

第 9 項（建築構造・部材、建築物等の仕上げ、特定目的建築物（駐車場等）、施工、錠、建具、家具、サニタリー等）

第 10 項（制御・警報、電気自動車、ナビゲーション、交通制御、電動機・発電機、電動機・発電機の制御、電路の調整（交直変換、電流・電圧の調整）等）

第 11 項（内燃機関の制御、燃料の供給、エンジンの弁・シリンダ・ピストン、タービン、吸排気、流体機械等）

第 12 項（自動車（車体の構造）、鉄道、二輪車、船舶、航空・宇宙、武器、レスキュー、操向、

- サスペンション、車輪、事故防止・保守、弁一般、液体分配器、油圧等)
- 第13項 (継手・クラッチ、軸・軸受、伝動装置の構造・制御・配置・操作、ブレーキ、固着、緩衝、防振、シール・圧力容器等)
- 第14項 (工作機械、NC (数値制御)、マニプレータ、手工具、生産管理、プレス加工、レーザ加工・溶接、放電加工、非金属の加工、半導体材料の機械的処理、マイクロマシン等)
- 第15項 (運搬・貯蔵装置、エレベーター、クレーン、フォークリフト、破砕・粉砕、噴霧装置、塗布装置、自動組立、ウエハ等の取扱い (移送等)、印刷回路とその製造、電気部品の実装、電気装置 (パーソナルコンピュータ、携帯電話等) の筐体等)
- 第16項 (紙送り (給紙・搬送・排紙)、繊維機械、被服、包装機械、紙製品の製造、包装体、容器、大型容器 (コンテナ、タンク等) 等)
- 第17項 (家庭用電気機械器具 (掃除機、食器洗機、洗濯機、アイロン等)、清掃、コネクタ、照明、スイッチ等)
- 第18項 (燃焼、電気加熱、ストーブ、レンジ、暖房、ボイラ、乾燥、調理機器、肉・魚・野菜の加工、冷凍、ヒートポンプ、製氷、冷蔵庫、空気調和、加湿、換気、ダクト、熱交換、管一般等)
- 第19項 (処置具、衛生・介護、注入・内服、治療、物理療法、補綴、チェック装置、陳列棚、生活必需品、シート、ベッド等)
- 第20項 (無機化合物、単結晶成長、蒸着、触媒、ガラスの製造・組成・表面処理、セメント・コンクリートの組成・成形、セラミックス (焼結体) の組成・成形等)
- 第21項 (圧延・引抜き、鋳造、金属の表面処理、電解による処理、半導体の実装 (ボンディング、容器・封止、リードフレーム、マウント基板等)、半導体の製造 (エッチング、膜の形成、試験・測定等) 等)
- 第22項 (精錬、合金、熱処理、炉一般、はんだ・溶接材料、電池、電線等)
- 第23項 (半導体素子、半導体集積回路、超電導素子、半導体素子の製造工程 (アニール、イオン注入、再結晶化、電極・配線の形成等) 等)
- 第24項 (化粧品、製剤・医療材料等)
- 第25項 (遺伝子工学、ペプチド・蛋白質、食品・飲料、微生物・酵素、植物・動物等)
- 第26項 (水処理、固体廃棄物処理、消火剤、ガス分離・排ガス処理、濾過・濾過材、固体の分離、液分離、同位体分離等)
- 第27項 (有機化合物の製法、農薬、肥料、染料・染色、石炭・石油・燃料・火薬、潤滑剤、洗剤・油脂・香料、塗料、接着剤・接着テープ、顔料等)
- 第28項 (重合・触媒、付加系高分子化合物、縮合系高分子化合物、高分子化合物の組成物、高分子の処理等)
- 第29項 (タイヤ、プラスチック成形、塗装方法、繊維、加工紙、積層体、皮革等)
- 第30項 (有機化合物、医薬等)
- 第31項 (電子商取引、情報検索、言語処理、暗号等)
- 第32項 (計算機細部、マンマシンインターフェイス、特殊計算機、演算、入出力制御、抵抗

器、磁石・インダクタンス、コンデンサ等)

第33項 (アーキテクチャ、プログラム管理、データの誤り検出・訂正、電線の据付、記憶制御、静的記憶装置、ICカード等)

第34項 (伝送方式、移動無線通信システム、フィルタ、伝送細部、増幅器等)

第35項 (電話システム、交換、遠隔制御、電力系統、マイクロ波等)

第36項 (符号変換、デジタル変調、データ伝送、パルス回路、通信ネットワーク等)

第37項 (電子楽器、カラオケ、音響機器、音声の認識・合成、動画記録、ビデオカメラ、デジタルカメラ、テレビジョン (信号の符号化、双方向、受信機等) 等)

第38項 (CG、CAD、画像認識、ファクシミリ等)

第39項 (磁気テープ、磁気ディスク、光 (光磁気) ディスク、磁気ヘッド、記録・再生装置、記録・再生のための信号処理、索引・編集等)

様式見本 2 : 審査請求料軽減申請書 (法人の場合)

【書類名】	審査請求料軽減申請書 (産業競争力強化法)		
(【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日)		
【あて先】	特許庁長官	殿	
【出願の表示】			
【出願番号】	特願 2 0 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇 〇 〇		
【申請人】			
【識別番号】	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇		
【住所又は居所】	東京都江東区亀戸 〇 - 〇 - 〇		
【氏名又は名称】	〇 〇 〇 〇 株式会社		
【代表者】	〇 〇 〇 〇		
【申請の理由】	審査請求料の軽減 (産業競争力強化法第 7 5 条第 2 項)		
【提出物件の目録】			
【物件名】	小規模企業者の要件に関する証明書	1	(注 1)
【物件名】	法人税確定申告書別表第 2 の写し	1	
【技術の分野】	第〇項		(注 2)

(注 1) 【物件名】の欄には提出する証明書の名称を具体的に記載してください。

(注 2) 【技術の分野】の欄には、当該発明の属する技術の分野を前記様式見本 1 の(注 2)にある第 1 項から第 3 9 項までの中から選択し、例えば「第 1 項」のように記載してください。なお、技術の分野が複数ある場合は、複数記載してください。

様式見本 3 : 小規模企業者の要件に関する証明書

小規模企業者の要件に関する証明書	
特許出願番号	特願○○○○-○○○○○○
従業員数	○○ 人
主たる業種	09 食料品製造業 (注1)
上記の特許出願に係る出願審査の請求をする日において、上記のとおり、申請人は常時使用する従業員の数が20人以下であることを相違ないことを証明する。(注2)	
平成○年○月○日	
住所又は居所 氏名又は名称 (代表者)	印 (注3)

(注1) 日本標準産業分類の中分類を記載してください。

例えば、主たる業種が「中分類 食料品製造業」の場合は「09 食料品製造業」のように記載してください。なお、小分類411 (映像情報制作・配給業)、412 (音声情報制作業)、415 (広告制作業)、416 (映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業)、693 (駐車場業)、791 (旅行業) に属する場合は、小分類まで記載してください。

(注2) 商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については以下のとおり記載します。

「上記の特許出願に係る出願審査の請求をする日において、上記のとおり、申請人は常時使用する従業員の数が5人以下であることを相違ないことを証明する。」

なお、商業・サービス業は日本標準産業分類のうち、下記に属するものが該当します。

大分類G (情報通信業) のうち

中分類38 (放送業)

中分類39 (情報サービス業)

小分類411 (映像情報制作・配給業)

小分類412 (音声情報制作業)

小分類415 (広告制作業)

小分類416 (映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業)

大分類I (卸売業、小売業)

中分類50 (各種商品卸売業)

- 中分類 5 1 (繊維・衣服等卸売業)
- 中分類 5 2 (飲食料品卸売業)
- 中分類 5 3 (建築材料、鉱物・金属材料等卸売業)
- 中分類 5 4 (機械器具卸売業)
- 中分類 5 5 (その他の卸売業)
- 中分類 5 6 (各種商品小売業)
- 中分類 5 7 (織物・衣服・身の回り品小売業)
- 中分類 5 8 (飲食料品小売業)
- 中分類 5 9 (機械器具小売業)
- 中分類 6 0 (その他の小売業)
- 中分類 6 1 (無店舗小売業)
- 大分類 K (不動産業、物品賃貸業)のうち
 - 小分類 6 9 3 (駐車場業)
 - 中分類 7 0 (物品賃貸業)
- 大分類 L (学術研究、専門・技術サービス業)
 - 中分類 7 1 (学術・開発研究機関)
 - 中分類 7 2 (専門サービス業 (他に分類されないもの))
 - 中分類 7 3 (広告業)
 - 中分類 7 4 (技術サービス業 (他に分類されないもの))
- 大分類 M (宿泊業、飲食サービス業)
 - 中分類 7 5 (宿泊業)
 - 中分類 7 6 (飲食店)
 - 中分類 7 7 (持ち帰り・配達飲食サービス業)
- 大分類 N (生活関連サービス業、娯楽業) ただし、小分類 7 9 1 (旅行業) は除く
 - 中分類 7 8 (洗濯・理容・美容・浴場業)
 - 中分類 7 9 (その他の生活関連サービス業)
 - 中分類 8 0 (娯楽業)
- 大分類 O (教育、学習支援業)
 - 中分類 8 1 (学校教育)
 - 中分類 8 2 (その他の教育、学習支援業)
- 大分類 P (医療、福祉)
 - 中分類 8 3 (医療業)
 - 中分類 8 4 (保健衛生)
 - 中分類 8 5 (社会保険・社会福祉・介護事業)
- 大分類 Q (複合サービス事業)
 - 中分類 8 6 (郵便局)
 - 中分類 8 7 (協同組合 (他に分類されないもの))

大分類R（サービス業＜他に分類されないもの＞）

中分類88（廃棄物処理業）

中分類89（自動車整備業）

中分類90（機械等修理業）

中分類91（職業紹介・労働者派遣業）

中分類92（その他の事業サービス業）

中分類93（政治・経済・文化団体）

中分類94（宗教）

中分類95（その他のサービス業）

中分類96（外国公務）

（注3）個人事業主の場合は「代表者」の記載は不要です。印は特許庁に届け出ている印である必要はありません。また、識別ラベルは使用できません。

様式見本 4 : 出願審査請求書 (個人事業主の場合)

【書類名】	出願審査請求書
(【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
【請求項の数】	
【請求人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	印又は識別ラベル (注1)
【手数料の表示】	(注2)
【予納台帳番号】	〇〇〇〇〇〇
【納付金額】	(注3)
【手数料に関する特記事項】	産業競争力強化法第75条第2項の規定による審査請求料の 2 / 3 軽減

(注1) 請求人の欄に押す印は特許庁に届け出ている印を使用してください。

(注2) 特許印紙で納付する場合には【手数料の表示】の欄は記載せず、特許印紙は左上の余白に貼付してください。

(注3) 審査請求料の1 / 3に相当する金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

様式見本 5：出願審査請求書（法人の場合）

【書類名】	出願審査請求書
（【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日）
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【請求項の数】	
【請求人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代表者】	印又は識別ラベル（注 1）
【手数料の表示】	（注 2）
【予納台帳番号】	〇〇〇〇〇〇
【納付金額】	（注 3）
【手数料に関する特記事項】	産業競争力強化法第 7 5 条第 2 項の規定による審査請求料の 2 / 3 軽減

（注 1）請求人の欄に押す印は特許庁に届け出ている印を使用してください。

（注 2）特許印紙で納付する場合には【手数料の表示】の欄は記載せず、特許印紙は左上の余白に貼付してください。

（注 3）審査請求料の 1 / 3 に相当する金額に 1 0 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

Ⅲ 研究開発型中小企業に対する軽減措置

(産業技術力強化法 18(2)、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律 9(2))

1. 軽減の対象

出願審査請求手数料

(※以下の要件を満たす者であっても、他の手数料については軽減されません。)

2. 軽減の要件

下表に掲げる必要要件をすべて満たしている個人又は法人等が自己名義の特許出願に対して出願審査の請求をする場合には、その出願審査の請求の手数料が1/2軽減されます(免除はありません)。

※必要要件

個人(事業主)	①従業員数が業種により下記「表1」の人数以下であること ②下記「表3」の研究開発要件を満たすこと
会社	①資本金若しくは出資の額が業種により下記「表2」の額以下であること 又は従業員数が業種により下記「表1」の人数以下であること ②下記「表3」の研究開発要件を満たすこと
組合(注)	①下記「表3」の研究開発要件を満たすこと

(注) 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会及び技術研究組合等

(他にも対象となる組合等があります。詳細は各経済産業局等にお問い合わせください。)

表1. 業種毎の従業員数の基準

a	製造業、建設業、運輸業その他の業種 (b～eを除く)	300人
b	小売業	50人
c	卸売業又はサービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業及び旅館業を除く)	100人
d	旅館業	200人
e	ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	900人

表2. 業種毎の資本の額 (若しくは出資の総額) の基準

a	製造業、建設業、運輸業その他の業種 (b及びcを除く)	3億円
b	小売業又はサービス業 (ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く)	5千万円
c	卸売業	1億円

表3. 研究開発要件（次のいずれかを満たす者）

<p>○ 軽減申請書提出日の属する年（法人及び組合の場合は事業年度）の前年1年間（前事業年度）における試験研究費及び開発費の合計額が、事業所得に係る総収入金額の3%を超えること（法人及び組合の場合は、総収入金額から固定資産若しくは有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額の3%を超えること）。ただし、軽減申請書提出日が、事業開始後26月以内（個人事業主の場合は27月以内）で試験研究費等比率を算定できない場合は、これに代えて常勤の研究者数が2人以上であり、当該研究者の数が、事業主（法人及び組合の場合は常勤の役員）及び従業員の数の合計の1/10以上であること</p>
<p>○ その発明が中小企業等経営強化法第2条第12項に規定する特定補助金等を交付された新技術に関する研究開発の事業の成果に係るもの（当該事業の終了の日から起算して2年以内に出願されたものに限る。）であって、当該特定補助金等を交付された同項に規定する特定中小企業者であること</p>
<p>○ その発明が中小企業等経営強化法第9条第2項に規定する承認経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業（技術に関する研究開発に係るものに限る。）の成果に係るもの（当該承認経営革新計画の終了の日から起算して2年以内に出願されたものに限る。）又はその成果を実施するために必要なものとして当該承認経営革新計画に従って承継したものであって、当該経営革新のための事業を行う同法第2条第1項各号に掲げる中小企業者であること</p>
<p>○ その発明が中小企業等経営強化法第11条3項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業（技術に関する研究開発に係るものに限る。）の成果に係るもの（当該認定異分野連携新事業分野開拓計画の終了の日から起算して2年以内に出願されたものに限る。）又はその成果を実施するために必要なものとして当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って承継したものであって、当該異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う同法第2条第1項各号に掲げる中小企業者であること</p>
<p>○ その発明が中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律に規定する認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係るもの（当該認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して2年以内に出願されたものに限る。）又は当該発明を実施するために認定計画に従って承継したものであって、当該特定研究開発等を行う中小企業者であること</p>
<p>○ その特許発明が旧中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（旧創造法）に基づき認定された「認定研究開発等事業計画」に従って行われる研究開発等事業の成果に係る発明であって、当該研究開発等事業を行う中小企業者であること（*）</p>

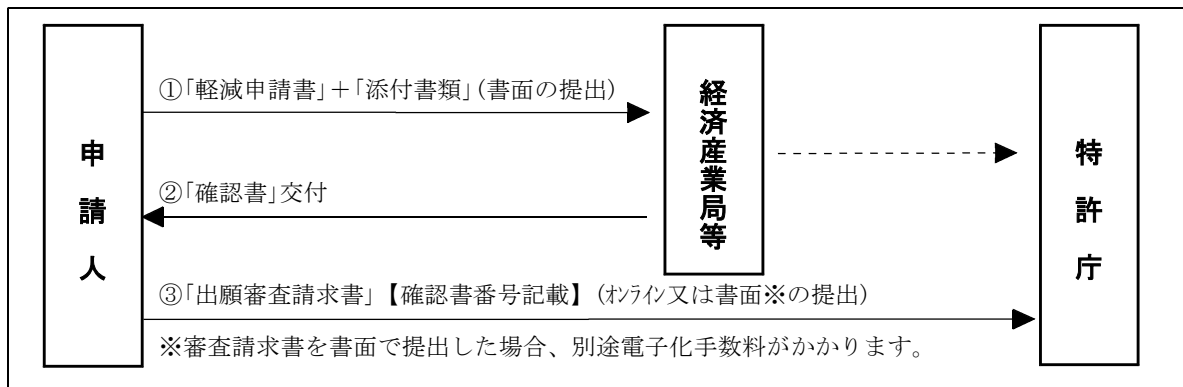
(*）創造法は平成17年4月に廃止となったが、経過措置により廃止前の要件に該当する場合には、引き続き軽減の対象となります（平成17年政令第153号附則第6条）。

3. 軽減の申請

軽減を受けるためには、まず下記（１）に記載した書面を添付した審査請求料軽減申請書（様式見本１又は２）を経済産業局等に提出（※）しなければなりません。これにより、経済産業局等から確認書（様式見本３）が交付されますので、その後、交付された確認書の確認書番号を記載した出願審査請求書（様式見本４）を特許庁に提出してください。

※提出先の住所等については、本節の最終頁をご参照ください。

■ 手続フロー



(注) 軽減申請については、１の申請毎に行う必要がありますが、複数の軽減申請を同時に行う場合や、過去に他の出願の軽減申請を行っている場合は、証明する内容が同じ書類（法人登記事項証明書、試験研究費等比率を証明する書面等）について、同時に提出した（または、既に提出した）他の軽減申請書に添付したものを援用することが可能です。（援用の方法については、様式見本１の留意事項２を参照）

また、試験研究費等比率３％超（又は研究者比率１０％以上）の要件を理由に軽減申請をするときは、同一申請人の場合に限り、２以上の申請を１の申請ですることができます（手続方法については様式見本１の留意事項３を参照。）。

なお、経済産業局等における確認書の交付事務のスピードアップ、更には迅速な審査請求を可能とするため、軽減の申請をされる際は、「産業技術力強化法第１８条に規定する者 確認項目」（様式見本５）を申請書の次のページに付けていただくようご協力お願いいたします。

(１) 申請に必要な添付書面

(※文章中のかっこ書き「要件①」等は、次項（２）記載の具体的要件を指します。また、「要件①」に該当する場合は、「要件①－１から要件①－６」までのいずれかに該当することを意味します。)

○個人事業主の場合

研究開発要件（要件①）及び中小企業要件（要件②－１）の条件を満たすことを証明する書類

○会社の場合

研究開発要件及び中小企業要件（要件①・②）の条件を満たすことを証明する書類（要件②については、要件②－１又は要件②－２を満たすことを証明する書類）

○事業協同組合等の場合

研究開発要件（要件①）の条件を満たすことを証明する書類（事業協同組合、事業協同

小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会等である必要があります。)

(2) 具体的要件

研究開発要件【要件①】

(個人事業主)

【要件①-1】：申請書提出日の属する年の前年1年間(※)における試験研究費及び開発費の合計額が、事業所得に係る総収入金額の3%を超えること

○添付書類：前年1年間(※)の財務諸表等、試験研究費等比率を確認できる書類

※申請書提出日の属する月が1月～3月である場合は、前々年

ただし、申請書提出日において事業を開始した日以後27月を経過せず、試験研究費等比率を算定できない場合は、上記の要件に代えて次の【要件①-1'】を満たす必要があります。

【要件①-1'】：常勤の研究者数が2人以上であり、当該研究者の数が、事業主及び従業員の数の合計の1/10以上であること

○添付書類：事業開始日を証する書面（事業開始届等）及び、常勤の研究者数及び従業員数を確認できる書面

(会社等)

【要件①-1】：申請書提出日の属する事業年度の前事業年度(※)における試験研究費及び開発費の合計額が、総収入金額から固定資産若しくは有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額の3%を超えること

○添付書類：前事業年度(※)の財務諸表等、試験研究費等比率を確認できる書類

※申請書提出日が前事業年度経過後2月以内である場合は、前々事業年度

ただし、申請書提出日において事業を開始した日以後26月を経過せず、試験研究費等比率を算定できない場合は、上記の要件に代えて次の【要件①-1'】を満たす必要があります。

【要件①-1'】：常勤の研究者数が2人以上であり、当該研究者の数が、常勤の役員及び従業員の数の合計の1/10以上であること

○添付書類：設立年月日を証する書面（法人登記事項証明書）及び、常勤の研究者数・常勤の役員数及び従業員数を確認できる書面

■参考

* 1. 「試験研究費」とは、新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究のために特別に支出する費用をいい、「開発費」とは、新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓又は新たな事業の

開始のために特別に支出する費用をいいます。それらの試験研究や開発を行うために要する原材料費、人件費（専門的な知識をもって当該試験研究又は開発の業務に専ら従事している者に係るものに限る。）及び経費（他の者に委託して試験研究又は開発を行う場合の委託費用を含む。）を内容とします。

- * 2. 試験研究費等比率については、税理士・公認会計士・中小企業診断士による証明書によって確認することも可能とします。
- * 3. 常勤の研究者数については、社内組織図、研究者の略歴や実績等により確認します。「研究者」とは、特定の研究テーマを持って研究を主として行う者で、試験研究費等の支出の対象となっている者を指します。例えば、新製品の研究に従事する者は該当しますが、製品を売り込むための営業を行っている者は該当しません。

（個人事業主、会社等共通）

【要件①－2】：その発明が中小企業等経営強化法第2条第12項に規定する特定補助金等（SBI R特定補助金等）を交付された新技術に関する研究開発の事業の成果に係るものであること（当該事業の終了の日から起算して2年以内に出願されたものに限る。）

○添付書類：SBI R特定補助金等の交付を受けた事業を行う者であることを証明する書面（「補助金交付決定通知書」及び「補助事業計画書」の写し等）及び当該発明が補助金等交付事業の成果であることを証明する書面（様式見本6）

【要件①－3】：その発明が中小企業等経営強化法第9条2項に規定する承認経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業（技術に関する研究開発に係るものに限る。）の成果に係るものであること（当該承認経営革新計画の終了の日から起算して2年以内に出願されたものに限る。）又はその成果を実施するために必要なものとして当該承認経営革新計画に従って承継したものであること

○添付書類：経営革新計画の承認に基づく事業（研究開発を含むもの）を行う者であることを証明する書面（「承認書」及び「経営革新計画」の写し等）及び当該発明が承認事業の成果であることを証明する書面（様式見本6）又は当該発明がその成果を実施するために必要なものとして当該承認経営革新計画に従って承継したものであることを証明する書面（様式見本7）

【要件①－4】：その発明が中小企業等経営強化法第11条第3項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業（技術に関する研究開発に係るものに限る。）の成果に係るものであること（当該認定異分野連携新事業分野開拓計画の終了の日から起算して2年以内に出願されたものに限る。）又はその成果を実施するため

に必要なものとして当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って承継したものであること

○添付書類：異分野連携新事業分野開拓計画の認定に基づく事業（研究開発を含むもの）を行う者であることを証明する書面（「認定書」及び「異分野連携新事業分野開拓計画」の写し）及び当該発明が認定事業の成果であることを証明する書面（様式見本6）又はその成果を実施するために必要なものとして当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って承継したものであることを証明する書面（様式見本7）

【要件①-5】：その発明が中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律に規定する認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係るもの（当該認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して2年以内に出願されたものに限る。）又は当該発明を実施するために認定計画に従って承継したものであって、当該特定研究開発等を行う中小企業者であること

○添付書類：認定計画に基づき特定研究開発等を行う者であることを証明する書面（「認定通知書」及び「認定計画」の写し）及び当該発明が特定研究開発等の成果であることを証明する書面（様式見本6）又は当該発明を実施するために認定計画に従って承継したものであることを証明する書面（様式見本7）

【要件①-6】：旧創造法に基づき認定された「認定研究開発等事業計画」に従って行われる研究開発等事業の成果に係るものであること（計画終了後2年以内に出願されたものに限る。）

○添付書類：研究開発等事業計画の認定に基づく事業を行う者であることを証明する書面（「認定書」及び「研究開発等事業計画」の写し等）及び当該発明が認定事業の成果であることを証明する書面（様式見本6）

【要件①-6】に該当する場合は、別途、以下の書面が必要となります。

- (1) 職務発明であることを証明する書面
- (2) その職務発明についてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められた契約、勤務規則、その他の定め等の写し

中小企業要件【要件②】

【要件②-1】：従業員数が上記の表1の数以下であること

○添付書類：従業員数を証する書面（雇用保険、労働保険、賃金台帳等の写し等）及び主たる事業を確認するための書類（自社のパンフレット等）

【要件②-2】：資本の額又は出資の総額が上記の表2の額以下であること

○添付書類：資本の額又は出資の総額を証明する書面（法人登記事項証明書）及び主たる事業を確認するための書類（自社のパンフレット等）

様式見本 1：審査請求料軽減申請書（産業技術力強化法）

【書類名】	審査請求料軽減申請書（産業技術力強化法）
【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日）
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願 2 0 1 2 - 〇 〇 〇 〇 〇 〇
【申請人】	
【識別番号】	1 2 3 4 5 6 7 8 9
【住所又は居住】	〇〇県 × × 市 □ □ □ 1 - 1 - 1
【氏名又は名称】	△△△△株式会社
【代表者】	◆◆◆◆
【申請の理由】	審査請求料の軽減（産業技術力強化法施行令第 6 条第 2 号）
【提出物件の目録】	
【物件名】	資本の額又は出資の総額を証明する書面 （法人登記事項証明書） 1
【物件名】	従業員数を証明する書面 （雇用保険、労働保険の概算保険料申告書の写し等） 1
【物件名】	日本標準産業分類に基づく業種を証明する書面 （△△△△株式会社 パンフレット） 1
【物件名】	試験研究費等比率を証明する書面 （財務諸表等の写し） 1

様式見本 1 の留意事項

- 1) 【申請の理由】の欄には、「審査請求料の軽減（産業技術力強化法施行令第 6 条第〇号）」と該当する要件の条文（同条第 1 号から第 6 号）を記載します。なお、旧創造法認定事業を行う者の場合には「審査請求料の軽減（旧創造法認定事業）」と記載します。
- 2) 複数の軽減申請を同時に行う場合や、過去に他の出願の軽減申請を行っている場合に添付書類を援用するときは、【提出物件の目録】に以下の様に記載します（様式見本 2 も同様）。

【提出物件の目録】	
【物件名】	法人登記事項証明書 1
【援用の表示】	特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇（出願番号が通知されていない場合は、特許出願の年月日）に係る平成〇年〇月〇日提出の審査請求料軽減申請書に添付のものを援用する。

* 援用期間については、試験研究費等比率の算定に関する資料は事業年度の 2 ヶ月後まで、

その他については変更がない限り援用は可能です。

3) 「多件一通」方式による手続について

研究開発要件（要件①-1）（試験研究費等比率3%超（又は研究者数比率10%以上））を理由に審査請求料の軽減申請をするときに、申請人が同一の場合には、2以上の申請に係る申請書を一の書面で作成することができます。その場合には、「【出願番号】」の欄には「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に「【別紙】」と記載して、その下に当該申請に係る出願番号を以下のとおり記載します。

【別紙】

特願○○○○-○○○○○○○、特願○○○○-○○○○○○○、
特願○○○○-○○○○○○○、特願○○○○-○○○○○○○

様式見本2：審査請求料軽減申請書（中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律）

【書類名】	審査請求料軽減申請書（中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律）
【提出日】	平成○○年○○月○○日）
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願2012-○○○○○○○
【申請人】	
【識別番号】	123456789
【住所又は居住】	○○県××市□□□1-1-1
【氏名又は名称】	△△△△株式会社
【代表者】	◆◆◆◆
【申請の理由】	審査請求料の軽減（中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第2項） (認定計画名：■■■■■■■■■ 認定者名：経済産業大臣)
【提出物件の目録】	
【物件名】	資本の額又は出資の総額を証明する書面 (法人登記事項証明書) 1
【物件名】	日本標準産業分類に基づく業種を証明する書面 (△△△△株式会社 パンフレット) 1
【物件名】	認定企業であることを証する書面 (認定通知書及び認定計画の写し) 1

様式見本 3 : 確認書 (交付例)

確 認 書	
	平成〇〇年〇〇月〇〇日
	特許庁長官 〇 〇 〇 〇 印
	確認書番号 △△△△△△
	確認書有効期限 交付日より 1 年間
下記の者につき、産業技術力強化法施行令第 6 条第 2 号 (※ 1) に規定する者であることを確認します。	
記	
1 申請者	
住所又は居所	〇〇県 × × 市 □ □ □
氏名又は名称	△△△株式会社
代表者の氏名	◆◆◆◆
2 軽減の対象となる特許出願 (※ 2)	
特願 2 0 1 2 - 〇〇〇〇〇〇	

※ 1 該当する要件に応じ、記載される根拠条文等が異なります。

※ 2 「多件一通」方式で申請した場合には、「軽減の対象となる特許出願」の欄には、申請した特許出願の番号がすべて記載されます。

様式見本 4 : 出願審査請求書

【書類名】	出願審査請求書
(【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願 2 0 1 2 - 〇〇〇〇〇〇
【請求項の数】	3
【請求人】	
【識別番号】	1 2 3 4 5 6 7 8 9
【住所又は居住】	〇〇県 × × 市 □ □ □
【氏名又は名称】	△△△△株式会社
【代表者】	◆◆◆◆ 印又は識別ラベル
(【手数料の表示】)	
(【予納台帳番号】)	
(【納付金額】)	
【手数料に関する特記事項】	産業技術力強化法第 1 8 条第 2 項の規定による審査請求料の 1 / 2 軽減。確認書の番号△△△号

様式見本 4 の留意事項

- 1) 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律に基づく軽減の適用を受ける場合は、【手数料に関する特記事項】の欄は、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第 9 条第 2 項の規定による審査請求料の軽減。確認書の番号〇〇〇号」と記載します。
- 2) 確認書が交付されていないときに出願審査請求書を提出する場合は、【手数料に関する特記事項】の欄は、「産業技術力強化法第 1 8 条第 2 項の規定による審査請求料軽減申請中」又は「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第 9 条第 2 項の規定による審査請求料軽減申請中」と記載します。
- 3) 請求人の欄に押す印は特許庁に届け出ている印を使用してください。
- 4) 特許印紙により納付する場合には【手数料の表示】の欄は記載せず、特許印紙を左上の余白に貼付してください。

様式見本5：「確認項目」用紙の例（会社の場合の例）

産業技術力強化法第18条に規定する者 確認項目	
申請日：平成〇〇年〇〇月〇〇日	
会社所在地	〇〇県××市□□□
会社名	△△△△株式会社
代表者	◆◆◆◆
1. 設立年月日	平成△年▽月▲日
2. 業種	■●製造業
3. 資本の額又は出資の総額	●●●万円
4. 従業員数	■●●人
5. 決算日	毎年2月末日
6. 試験研究費等比率等	
(6-1) 前事業年度の試験研究費等比率 (6.7%)	
試験研究費等	2,373,000円
売上高	35,430,000円
(6-2) 研究者数比率 (%、 人)	
・研究者名及び研究内容	
・研究者数比率	
研究者数	
役員数+従業員数	
(6-3) SBIR事業・承認経営革新事業・認定異分野連携事業・旧創造法認定事業との関連性	
・事業の技術概要	
・発明の技術概要	
・事業期間	自：平成〇〇年〇〇月 ～ 至：平成△△年△△月
・出願日	平成□□年□□月□□日
(○SBIR事業 平成●●年度 ●●事業) *SBIR事業の場合記載	

様式見本5の留意事項

6. 試験研究等比率等については、(6-1)～(6-3)のいずれかを記載します。

ただし、(6-2)は、試験研究費等比率(6-1)が算定できない場合(上記3.(2)にある【要件①-1】の四角枠内の記載に該当する場合)に限ります。

また、(6-3)の場合、技術概要には、例えば技術分野、技術のキーワードなどを簡潔に記載し、軽減申請者がSBIR事業を行う者であるときは、年度、事業名を記載します。

様式見本6：「出願された発明と事業の成果との関連性を証する書面」

出願された発明と事業の成果との関連性を証する書面（例）	
平成〇〇年〇〇月〇〇日	
1. 軽減申請に係る特許出願番号	特願 2012-〇〇〇〇〇〇
2. 申請者	
住所又は居所	〇〇県××市□□□
氏名又は名称	△△△株式会社
代表者名	◆◆ ◆◆ 印
3. 発明した日	平成23年×月×日
4. 出願日	平成23年×月×日
5. 事業の期間	平成22年9月～平成24年3月
6. 発明と事業との技術的関連性	
認定を受けた事業は「再生医療における、皮膚細胞の安全かつ効率的な培養方法」に関する研究開発を行うものであり、軽減申請をした出願は「培養皮膚シートを製造する方法」に関する発明についてのものである。	

様式見本6の留意事項

- 1) 6. 発明と事業との技術的関連性については、当該SBIR事業、承認経営革新事業、認定異分野連携事業、中小ものづくり高度化法の認定事業、旧創造法認定事業の事業概要と出願した特許の技術の関連性について説明します。
- 2) 研究開発要件が【要件①-1】に該当する企業の場合には、様式見本6の提出は不要です。
- 3) 申請者の欄に押す印は特許庁に届け出ている印である必要はありません。また、識別ラベルは使用できません。

様式見本7：「承継した発明と認定（承認）計画との関連性を証する書面」

承継した発明と認定計画との関連性を証する書面（例）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

1. 軽減申請に係る特許出願番号 特願 2012-〇〇〇〇〇〇
2. 申請者
住所又は居所 〇〇県××市□□□
氏名又は名称 △△△株式会社
代表者名 ◆◆ ◆◆ 印
3. 事業の期間 平成22年9月～平成24年3月
4. 当該発明を承継した日 平成24年×月×日
5. 事業の成果に係る発明
 - (1) 特許出願番号 特願2011-△△△△△△
 - (2) 発明をした日 平成23年×月×日
 - (3) 出願日 平成23年×月×日
 - (4) 発明と事業との技術的関連性
認定を受けた事業は「再生医療における、皮膚細胞の安全かつ効率的な培養方法」に関する研究開発を行うものであり、当該事業の成果に係る発明は「培養皮膚シートを製造する方法」に関するものである。
6. 承継した発明と事業の成果に係る発明との技術的関連性
承継した発明は「皮膚細胞の培養液を製造する方法」についてのものであり、事業の成果に係る発明を実施するに際して、「・・・・・・・・」の役割を果たすものである。
7. 承継した発明と認定計画との関連性
認定計画の「別表1」の「①新事業活動の内容」の欄に、「2012-〇〇〇〇〇〇」を承継して事業を実施する旨が記載されている。

様式見本7の留意事項

- 1) 「承認経営革新計画計画」に従って承継した場合は、様式見本中、「認定計画」とあるのは「承認計画」と記載します。
- 2) 事業の成果に係る発明が出願されていない場合は、「5.」の(1)と(3)は不要です。
- 3) 申請者の欄に押す印は特許庁に届け出ている印である必要はありません。また、識別ラベルは使用できません。
- 4) 認定（承認）計画において、承継する発明の出願番号が特定されていない場合は、「7.」は以下のように記載します。

7. 承継した発明と認定計画との関連性

認定計画の「別表1」の「①新事業活動の内容」の欄に、下記発明を承継して事業を実施する旨が記載されており、下記発明は承継した発明である「皮膚細胞の培養液を製造する方法と同一のものである。

(1) 被承継人 ×××株式会社

(2) 発明者 ◇◇ ◇◇

(3) 発明概要

皮膚細胞の培養液の主成分である物質Aを触媒Bを用いて物質Cと物質Dを反応させることで効率よく生成し、純度の高い培養液を得る方法。

IV 研究開発型中小企業に対する軽減措置

(特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法10(2))

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成24年法律第55号、以下「アジア拠点化推進法」という。）が平成24年11月1日に施行され、同法第10条第2項の規定により、特許法第195条第2項の規定により納付する出願審査請求料の軽減を受けられるようになりました。

1. 軽減の対象

出願審査請求手数料

(※以下の条件を満たす者であっても、他の手数料については軽減されません。)

2. 軽減の要件

次の(1)から(3)までのすべてを満たしている法人が自己名義の特許出願に対して出願審査の請求をする場合には、その出願審査の請求の手数料が1/2軽減されます（免除はありません）。

(1) 研究開発事業を行う中小企業者であること。(アジア拠点化推進法第10条第2項第1号)

※中小企業者とは以下のいずれかを満たしている者です。

- ・資本金の額若しくは出資の総額が下記の表1に掲げる金額以下である会社。
- ・常時使用する従業員の数が下記の表2に掲げる人数以下である会社。

表1. 業種毎の資本金の額（若しくは出資の総額）の基準

a	製造業、建設業、運輸業その他の業種（b及びcを除く。）	3億円
b	小売業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）	5千万円
c	卸売業	1億円

表2. 業種毎の従業員数の基準

a	製造業、建設業、運輸業その他の業種（b～eを除く。）	300人
b	小売業	50人
c	卸売業又はサービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業及び旅館業を除く。）	100人
d	旅館業	200人
e	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	900人

(2) 特許出願に係る発明が職務発明であること及び職務発明に係る「特許を受ける権利」を発明者である「従業者等」から「使用者等」に承継させることをあらかじめ定めた契約、勤務規則等があること。(アジア拠点化推進法第10条第2項第2号)

※アジア拠点化推進法第10条第2項第2号の「使用者等」とは、特許法第35条第1項（職務発明）に定められている概念（使用者、法人、国又は地方公共団体）です。

(3) 認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係るものであること（ただし認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から2年以内に出願されたものに限る。）。(アジア拠点化推進法第10条第2項)

3. 軽減の申請

軽減を受けるためには、出願審査請求書（様式見本1）を提出するとともに、審査請求料軽減申請書（様式見本2）を提出しなければなりません。また、審査請求料軽減申請書には、以下の書面を添付しなければなりません。なお、審査請求料軽減申請書は、研究開発型中小企業を対象とする申請（前記Ⅲの軽減措置）とは違い、特許庁に提出することになりますのでご注意ください。

※申請に必要な添付書面

添付書面	備考
認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係るものであることを証明する書面	様式見本3を参照
資本の額若しくは出資の総額を証明する書面	法人登記事項証明書（写しも可）、定款（写しも可）、前事業年度の貸借対照表（写しも可）等
従業員の数を証明する書面	雇用保険、労働保険の概算保険料申告書の写し、賃金台帳の写し等のいずれか
日本標準産業分類に基づく業種を証明する書面	自社パンフレット等
職務発明であることを証明する書面	様式見本4を参照
職務発明についてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められた契約、勤務規則、その他の定め等の写し	労働契約書、勤務規則等
認定研究開発事業計画の写し	以下の部分の抜粋で可 <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発事業計画の認定通知 ・研究開発事業計画に係る認定申請書の「2 研究開発事業計画の内容」の（1）事業名、（2）研究開発事業の内容、（3）研究開発事業を行う国内関係会社の基本情報（見込み）の記載箇所 ・研究開発事業計画に係る認定申請書の「4 実施期間」の実施期間の記載箇所

様式見本 1 : 出願審査請求書の例

【書類名】	出願審査請求書
(【提出日】)	平成〇〇年〇〇月〇〇日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願 2 0 1 3 - 〇 〇 〇 〇 〇 〇
【請求項の数】	1
【請求人】	
【識別番号】	1 2 3 4 5 6 7 8 9
【住所又は居所】	〇〇県××市□□□
【氏名又は名称】	△△△株式会社
【代表者】	▲▲▲▲ 印又は識別ラベル (注 1)
(【手数料の表示】)	(注 2)
(【予納台帳番号】)	
(【納付金額】)	
【手数料に関する特記事項】	特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置 法第 1 0 条第 2 項の規定による審査請求料の 1 / 2 軽減

(注 1) 請求人の欄に押す印は特許庁に届け出ている印を使用してください。

(注 2) 特許印紙により納付する場合には【手数料の表示】の欄は記載せず、特許印紙を左上の余白に貼付してください。

様式見本 2 : 審査請求料軽減申請書の例

【書類名】	審査請求料軽減申請書（特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法）
【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日）
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願 2 0 1 3 - 〇 〇 〇 〇 〇 〇
【申請人】	
【識別番号】	1 2 3 4 5 6 7 8 9
【住所又は居所】	〇〇県××市□□□
【氏名又は名称】	△△△株式会社
【代表者】	◆◆◆◆
【申請の理由】	審査請求料の軽減（特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第 1 0 条第 2 項） （認定研究開発事業計画名： ■■■■■■■■■■ 認定研究開発事業者名： ■■■■■■■■■■）
【提出物件の目録】	
【物件名】	認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係るものであることを証明する書面 1
【物件名】	資本の額若しくは出資の総額を証明する書面 （法人登記事項証明書） 1
【物件名】	日本標準産業分類に基づく業種を証明する書面 （△△△株式会社 パンフレット） 1
【物件名】	職務発明であることを証明する書面 1
【物件名】	労働契約書の写し 1
【物件名】	認定研究開発事業計画の写し 1

（注）複数の軽減申請を同時に行う場合や、過去に他の出願の軽減申請を行っている場合に添書類を援用するときは、【提出物件の目録】に以下の様に記載します。

【提出物件の目録】	
【物件名】	法人登記事項証明書 1
【援用の表示】	特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇に係る平成〇年〇月〇日提出の審査請求料軽減申請書に添付のものを援用する。

様式見本 3：認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係るものであることを
証明する書面の例

認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係るもの であることを証明する書面		平成〇〇年〇〇月〇〇日
1. 軽減申請に係る特許出願番号	特願 2 0 1 3 - 〇〇〇〇〇〇	
2. 申請者		
住所又は居所	〇〇県××市□□□	
氏名又は名称	△△△株式会社	
代表者名	◆◆◆◆	
3. 発明をした日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
4. 出願日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
5. 計画実施期間	平成〇〇年〇〇月～平成〇〇年〇〇月	
6. 発明と事業との技術的関連性		
申請人が実施する認定研究開発事業は「再生医療における、皮膚細胞の安全かつ効率的な培養方法」に関する研究開発を行うものであり、当該事業の成果に係る発明は「培養皮膚シートを製造する方法」に関する発明についてのものである。		
上記のとおり、相違ないことを証明します。		
(証明する者)	(注 1)	
住所又は居所	〇〇〇〇〇〇〇〇	
氏名又は名称	△△△△△	
代表者	□□ □□	印 (注 2)

(注 1) 証明する者は、研究開発事業計画の認定を受けた者（申請者の親会社）です。

(注 2) 証明する者の欄に押す印は特許庁に届け出ている印（外国法人の代表者は署名可）である必要はありません。また、識別ラベルは使用できません。

職務発明認定書		平成〇〇年〇〇月〇〇日
1. 軽減申請に係る特許出願番号	特願 2013-〇〇〇〇〇〇	
2. 使用者	下記（証明する者）のとおり	
3. 発明者		
氏名	■■■■	
住所又は居所	〇〇県▲▲市▼▼▼	
氏名	▽▽▽▽	
住所又は居所	〇〇県▲▲市●●●	
4. 発明をした日	平成〇〇年〇〇月〇〇日（注1）	
5. 当該発明をした当時の発明者の所属及び職務内容	研究開発部 再生医療に関する研究	
上記のとおり、相違ないことを証明します。		
（証明する者）		
住所又は居所	〇〇県××市□□□	
氏名又は名称	△△△株式会社	
代表者	〇〇 〇〇 印（注2）	

（注1）出願日以降の日付が発明をした日となることはありません。

（注2）証明する者の欄に押す印は特許庁に届け出ている印である必要はありません。また、識別ラベルは使用できません。

V 大学等研究者及び大学等を対象とした軽減措置（産業技術力強化法17(2)）

1. 軽減の対象

出願審査請求手数料

（※以下の要件を満たす者であっても、他の手数料については軽減されません。）

2. 軽減の要件

下記（1）の要件を満たす大学等研究者、（2）から（10）までのいずれかの要件を満たす大学等が自己名義の特許出願に対して出願審査の請求をする場合には、その出願審査の請求の手数料が1/2軽減されます（免除はありません。）。

なお、「大学等研究者」とは、学校教育法第1条に規定する大学・高等専門学校の研究者又は国立大学法人法（平成15年法律第117号）第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人の研究者のことをいい、「大学等」とは大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人のことをいいます。具体的に「研究者」とは、次の者をいいます。

- ア 大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者
- イ 高等専門学校の校長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者
- ウ 大学共同利用機関法人の長、若しくはその職員のうち専ら研究に従事する者

- （1）その発明が職務発明であるときに、当該発明の発明者である大学等研究者
- （2）その発明が大学等研究者がした職務発明であるときに、当該職務発明に係る特許を受ける権利を承継した当該大学等
- （3）その発明が大学等研究者と当該者以外の者との共同発明であるとき（大学等研究者について職務発明であるときに限る。）に、当該発明に係る特許を受ける権利を承継した当該大学等
- （4）その発明が大学等研究者が当該大学等に転職する前に、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者としてした職務発明であるときに、当該職務発明に係る特許を受ける権利を承継した当該大学等研究者が現在在職する当該大学等
- （5）その発明が大学等研究者が当該大学等に転職する前に、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者（これらの者について職務発明である場合に限る。）として当該者以外の者とした共同発明であるときに、当該発明に係る特許を受ける権利を承継した当該大学等研究者が現在在職する当該大学等
- （6）その発明が大学等研究者がした職務発明に係る特許出願の願書に最初に添付された明細書に文献公知発明として開示されているときに、当該発明に係る特許を受ける権利を承継した当該大学等
- （7）その発明の特許出願の願書に最初に添付した明細書に、大学等研究者がした職務発明が文献公知発明として開示されているときに、当該発明に係る特許を受ける権利を承継した当該

大学等

- (8) その発明が大学等が当該大学等以外の者と共同して行った試験研究（契約又は協定に基づいて行われたものに限る。）又は大学等が当該大学等以外の者に委託した試験研究の成果に係るものであって、大学等研究者がした職務発明と密接な関係があるときに、当該発明に係る特許を受ける権利を承継した当該大学等
- (9) その発明が大学等研究者が当該大学等に転職する前に、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者としてした職務発明に係る特許出願の願書に最初に添付された明細書に文献公知発明として開示されているときに、当該発明に係る特許を受ける権利を承継した当該大学等研究者が現在在職する当該大学等
- (10) その発明の特許出願の願書に最初に添付した明細書に、大学等研究者が当該大学等に転職する前に、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者としてした職務発明が文献公知発明として開示されているときに、当該発明に係る特許を受ける権利を承継した当該大学等研究者が現在在職する当該大学等

3. 軽減の申請

軽減を受けるためには、出願審査請求書を提出するとともに、審査請求料軽減申請書（様式見本1）を提出しなければなりません（産業技術力強化法施行令4条）。また、審査請求料軽減申請書には、上記2.の各要件に応じ、以下の書面を添付しなければなりません。なお、審査請求料軽減申請書は、軽減を受ける者ごとに提出しなければなりません。

※申請に必要な添付書面

<大学等研究者>

要件1	①職務発明であることを証明する書面（様式見本2）
-----	--------------------------

<大学等>

要件 2	①職務発明であることを証明する書面（様式見本 2）
要件 3	①大学等研究者について職務発明であること、かつ、大学等研究者と当該者以外の者との共同発明であることを証明する書面（様式見本 2）
要件 4	①大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が大学等に転職し、当該大学等の研究者として所属していることを証明する書面（様式見本 3） ②当該大学等研究者の転職前の職務発明であることを証明する書面（様式見本 2）
要件 5	①大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が大学等に転職し、当該大学等の研究者として所属していることを証明する書面（様式見本 3） ②当該大学等研究者の転職前の職務発明であり、かつ、当該者以外の者との共同発明であることを証明する書面（様式見本 2）
要件 6	①当該発明が大学等研究者がした職務発明に係る願書に最初に添付した明細書に文献公知発明として開示されていることを証明する書面（様式見本 4）
要件 7	①当該発明の願書に最初に添付した明細書に大学等研究者がした職務発明が文献公知発明として開示されていることを証明する書面（様式見本 4）
要件 8	①当該発明が大学等が当該大学等以外の者と契約若しくは協約に基づいて共同で行った試験研究の成果に係るもの又は当該発明が大学等が当該大学等以外の者に委託した試験研究の成果に係るものであって、大学等研究者がした職務発明と密接な関係があることを証明する書面（様式見本 5）
要件 9	①大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が大学等に転職し、当該大学等の研究者として所属していることを証明する書面（様式見本 3） ②当該発明が大学等研究者が転職前にした職務発明に係る願書に最初に添付した明細書に文献公知発明として開示されていることを証明する書面（様式見本 4）
要件10	①大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が大学等に転職し、当該大学等の研究者として所属していることを証明する書面（様式見本 3） ②当該発明の願書に最初に添付した明細書に大学等研究者が転職前にした職務発明が開示されていることを証明する書面（様式見本 4）

様式見本 1 : 審査請求料軽減申請書

【書類名】	審査請求料軽減申請書（産業技術力強化法）
（【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日）
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願 2 0 1 2 - 〇 〇 〇 〇 〇 〇
【申請人】	
【識別番号】	1 2 3 4 5 6 7 8 9
【住所又は居所】	〇〇県××市□□□ 1 - 1 - 1
【氏名又は名称】	国立大学法人 △△△大学
【代表者】	▲▲▲▲
【申請の理由】	審査請求料の軽減（産業技術力強化法施行令第 1 条の 2 第 2 号イ）
【提出物件の目録】	
【物件名】	職務発明認定書 1

※ 【申請の理由】 の欄には、大学等研究者が審査請求料の軽減の申請をするときは、「審査請求料の軽減（産業技術力強化法施行令第 1 条の 2 第 1 号）」と記載し、大学等が審査請求料の軽減を申請するときは、当該大学等が該当する同条第 2 号イからへまでの別を記載します。

職務発明認定書 (例)		平成〇〇年〇〇月〇〇日
1. 軽減申請に係る特許出願番号	特願 2 0 1 2 - 〇〇〇〇〇〇	
2. 使用者	下記 (証明する者) のとおり	
3. 発明者		
(1) 大学等の研究者 (職務発明をした者)		
氏名	■■■■	
住所又は居所	●●県▲▲市▼▼▼	
(2) 上記以外の者 (職務発明者以外の者)	(注 1)	
氏名	▲▲▲▲	
住所又は居所	●●県▲▲市□□□	
(所属	▽▽▽▽株式会社)	
4. 発明をした日	平成〇〇年〇〇月〇〇日 (注 2)	
5. 当該発明をした当時の職務発明者の所属及び職務内容		
大学院数理物質科学研究科	教授	
機能材料・デバイス, 高分子化学、無機工業材料に関する研究		
上記のとおり、相違ないことを証明します。		
	(証明する者)	(注 3)
住所又は居所	●●県▲▲市▼▼▼	
氏名又は名称	〇〇大学法人 ▲▲大学	
代表者	□□□□	(印) (注 4)

(注 1) 前記要件 (3) 又は (5) に該当する場合に記載します。

(注 2) 出願日以降の日付が発明をした日となることはありません。

(注 3) 前記要件 (4) 又は (5) に該当する場合は、当該大学等研究者が転職前に所属していた大学等、試験研究独立行政法人、公設試験研究機関を設置する者又は試験研究地方独立行政法人を記載することになります。

(注 4) 証明する者の欄に押す印は特許庁に届け出ている印である必要はありません。また、識別ラベルは使用できません。

様式見本3：在籍証明書

在籍証明書（例）		平成〇〇年〇〇月〇〇日
1. 氏名	〇〇 〇〇	
2. 住所	△△県●●市□□□	
3. 就業年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
4. 所属及び職務内容	工学部応用化学科 教授 応用化学に関する研究	
上記の者は、当大学に在籍する者であることを証明する。		
（証明する者）		
住所又は居所	××県〇〇市□□□	
氏名又は名称	〇〇大学法人△△△大学	
代表者	〇〇 〇〇 印	

（注）証明する者の欄に押す印は特許庁に届け出ている印である必要はありません。また、識別ラベルは使用できません。

密接関連認定書（例）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

1. 軽減申請に係る特許出願番号 特願 20××-×××××××
(特開 20××-〇〇〇〇〇〇)
2. 密接関連要件 産業技術力強化法施行規則第1条第1号(第2号)イ
3. 職務発明に係る特許出願
 - (1) 特許出願番号 特願 20××-□□□□□□
(特開 20××-■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■)
 - (2) 使用者 下記(証明する者)のとおり
 - (3) 発明者(職務発明をした者)
氏名 〇〇 〇〇
住所又は居所 〇〇県××市●●●
 - (4) 発明をした日 平成22年〇〇月〇〇日
 - (5) 当該発明をした当時の発明者の所属及び職務内容
工学部応用化学科 教授
応用化学に関する研究

4. 密接な関係があることの説明(注1)

軽減申請に係る特許出願(特開 20××-〇〇〇〇〇〇)は、半田バンプを用いたセルフアラインメント実装技術に関する発明を開示するものである。他方、研究者がなした職務発明に係る特許出願(特願 20××-□□□□□□)は、上記発明の有する●●という課題を解決すべく、セルフアラインメント実装技術における半田バンプ形状を最適化するものである(職務発明に係る特許出願の当初明細書段落【●●●●】、【●●●●】参照)。したがって、研究者がなした職務発明に係る特許出願と軽減申請に係る特許出願とは密接に関連している。

上記のとおり、相違ないことを証明します。

(証明する者)(注2)

住所又は居所 ××県〇〇市□□□

氏名又は名称 国立大学法人△△△大学

代表者 〇〇 〇〇 印(注3)

(注1)「2. 密接関連要件」が、同号ロである場合は、以下のように記載します。

「軽減申請に係る特許出願(特願 20××-×××××××)の出願当初明細書には、半田バンプを用いたセルフアラインメント実装技術に関する発明に関して、職務発明に係る発明(特開 20××-■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■)が文献公知発明として開示されている。他方、上記軽減申請に係る特許出願は、上記文献公知発明の有する●●という課題を解決すべく、セルフアラインメント実装技術における半田バンプ形状を最適化するものである(軽減申請に係る特許出願の当初明細書段落【●●●●】、【●●●●】参照)。したがって、研究者がなした職務発明に係る特許出願と軽減申請に係る特許出願とは密接に関連している。」

(注2)「2. 密接関連要件」が同条第2号イ又はロの場合は、当該大学研究者が転職前に所属していた大学等、試験研究独立行政法人、公設試験研究機関を設置する者又は試験研究地方独立行政法人が証明する者となります。

(注3)証明する者の欄に押す印は特許庁に届け出ている印である必要はありません。また、識別ラベルは使用できません。

密接関連認定書（例）		平成〇〇年〇〇月〇〇日
1. 軽減申請に係る特許出願番号	特願 2 0 1 2 - 〇〇〇〇〇〇	
2. 密接関連要件	産業技術力強化法施行規則第 1 条第 1 号ハ	
3. 出願人	下記（証明する者）のとおり	
4. 研究者（職務発明をした者）	氏名 〇〇 〇〇 住所又は居所 〇〇県××市●●●	
5. 研究者の所属及び職務内容	工学部応用化学科 教授 応用化学に関する研究	
6. 共同試験研究の相手方（注1）	住所又は居所 〇〇県××市△△△ 氏名又は名称 □□□株式会社 代表者 ◆◆ ◆◆	
7. 密接な関係があることの説明（注2）	軽減申請に係る上記発明は、上記研究者がした有機太陽電池に関する職務発明の実証研究のために、当大学が□□□株式会社と共同して行った試験研究の成果に係る発明である。	
	上記のとおり、相違ないことを証明します。	
	（証明する者） 住所又は居所 ××県〇〇市□□□ 氏名又は名称 国立大学法人△△△大学 代表者 〇〇 〇〇 印（注3）	

（注1）委託試験研究の場合は「6. 委託試験研究の相手方」とします。

（注2）委託試験研究の場合は、「～実証研究のために、当大学が□□□株式会社に委託した試験研究の成果に係る発明である。」のように記載します。

（注3）証明する者の欄に押す印は特許庁に届け出ている印である必要はありません。また、識別ラベルは使用できません。

(参考) 出願審査請求書記載例

【書類名】	出願審査請求書
(【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
【請求項の数】	
【請求人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代表者】	印又は識別ラベル (注1)
(【手数料の表示】)	(注2)
(【予納台帳番号】)	
(【納付金額】)	
【手数料に関する特記事項】	産業技術力強化法第17条第2項の規定による審査請求料の 1 / 2 軽減

(注1) 請求人の欄に押す印は特許庁に届け出ている印を使用してください。

(注2) 特許印紙により納付する場合には【手数料の表示】の欄は記載せず、特許印紙を左上の余白に貼付してください。

VI 試験研究独立行政法人を対象とした軽減措置（産業技術力強化法第17(2)）

1. 軽減の対象

■出願審査請求手数料

（※以下の要件を満たす者であっても、他の手数料については軽減されません。）

2. 軽減の要件

産業技術力強化法施行令（平成12年政令第206号）第3条に規定する独立行政法人（別表参照）であって、下記（1）から（9）までのいずれかの要件を満たす当該法人が自己名義の特許出願に対して出願審査の請求をする場合には、その出願審査の請求の手数料が1/2軽減されます（免除はありません）。

- （1）その発明が試験研究独立行政法人研究者がした職務発明であるときに、当該職務発明に係る特許を受ける権利を承継した当該試験研究独立行政法人
- （2）その発明が試験研究独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同発明であるとき（試験研究独立行政法人研究者について職務発明の場合に限る。）に、当該発明に係る特許を受ける権利を承継した当該試験研究独立行政法人
- （3）その発明が試験研究独立行政法人研究者が当該試験研究独立行政法人に転職する前に、試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者としてした職務発明であるときに、当該職務発明に係る特許を受ける権利を承継した当該試験研究独立行政法人研究者が現在在職する当該試験研究独立行政法人
- （4）その発明が試験研究独立行政法人研究者が当該試験研究独立行政法人に転職する前に、試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者（これらの者について職務発明である場合に限る。）として当該者以外の者とした共同発明であるときに、当該発明に係る特許を受ける権利を承継した当該試験研究独立行政法人研究者が現在在職する当該試験研究独立行政法人
- （5）その発明が試験研究独立行政法人研究者がした職務発明に係る特許出願の願書に最初に添付された明細書に文献公知発明として開示されているときに、当該発明に係る特許を受ける権利を承継した当該試験研究独立行政法人
- （6）その発明の特許出願の願書に最初に添付した明細書に、試験研究独立行政法人研究者がした職務発明が文献公知発明として開示されているときに、当該発明に係る特許を受ける権利を承継した当該試験研究独立行政法人
- （7）その発明が試験研究独立行政法人が当該試験研究独立行政法人以外の者と共同して行った試験研究（契約又は協定に基づいて行われたものに限る。）又は試験研究独立行政法人が当該試験研究独立行政法人以外の者に委託した試験研究の成果に係るものであって、試験研究独立行政法人研究者がした職務発明と密接な関係があるときに、当該発明に係る特許を受ける権利を承継した当該試験研究独立行政法人
- （8）その発明が試験研究独立行政法人研究者が当該試験研究独立行政法人に転職する前に、試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立

行政法人研究者としてした職務発明に係る特許出願の願書に最初に添付された明細書に文献公知発明として開示されているときに、当該発明に係る特許を受ける権利を承継した当該試験研究独立行政法人研究者が現在在職する当該試験研究独立行政法人

- (9) その発明の特許出願の願書に最初に添付した明細書に、試験研究独立行政法人研究者が当該試験研究独立行政法人に転職する前に、試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者としてした職務発明が文献公知発明として開示されているときに、当該発明に係る特許を受ける権利を承継した当該試験研究独立行政法人研究者が現在在職する当該試験研究独立行政法人

3. 軽減の申請

軽減を受けるためには、出願審査請求書を提出するとともに、審査請求料軽減申請書（様式見本1）を提出しなければなりません（産業技術力強化法施行令4条）。また、審査請求料軽減申請書には、上記2. の各要件に応じ、以下の書面を添付しなければなりません。なお、審査請求料軽減申請書は、軽減を受ける者ごとに提出しなければなりません。

※申請に必要な添付書面

要件1	①職務発明であることを証明する書面（様式見本2）
要件2	①試験研究独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同発明であること、かつ、試験研究独立行政法人研究者について職務発明であることを証明する書面（様式見本2）
要件3	①試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が試験研究独立行政法人に転職し、当該試験研究独立行政法人の研究者として所属していることを証明する書面（様式見本3） ②当該試験研究独立行政法人研究者の転職前の職務発明であることを証明する書面（様式見本2）
要件4	①試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が試験研究独立行政法人に転職し、当該試験研究独立行政法人の研究者として所属していることを証明する書面（様式見本3） ②当該試験研究独立行政法人研究者の転職前の職務発明であり、かつ、当該者以外の者との共同発明であることを証明する書面（様式見本2）
要件5	①当該発明が試験研究独立行政法人研究者がした職務発明に係る願書に最初に添付した明細書に文献公知発明として開示されていることを証明する書面（様式見本4）
要件6	①当該発明の願書に最初に添付した明細書に試験研究独立行政法人研究者がした職務発明が文献公知発明として開示されていることを証明する書面（様式見本4）

要件 7	①当該発明が試験研究独立行政法人が当該試験研究独立行政法人以外の者と契約若しくは協約に基づいて共同で行った試験研究の成果に係るもの又は当該発明が試験研究独立行政法人が当該試験研究独立行政法人以外の者に委託した試験研究の成果に係るものであって、試験研究独立行政法人研究者がした職務発明と密接な関係があることを証明する書面（様式見本 5）
要件 8	①試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が試験研究独立行政法人に転職し、当該試験研究独立行政法人の研究者として所属していることを証明する書面（様式見本 3） ②当該発明が試験研究独立行政法人研究者が転職前にした職務発明に係る願書に最初に添付した明細書に公知文献発明として開示されていることを証明する書面（様式見本 4）
要件 9	①試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が試験研究独立行政法人に転職し、当該試験研究独立行政法人の研究者として所属していることを証明する書面（様式見本 3） ②当該発明の願書に最初に添付した明細書に試験研究独立行政法人研究者が転職前にした職務発明が開示されていることを証明する書面（様式見本 4）

様式見本 1 : 審査請求料軽減申請書

【書類名】	審査請求料軽減申請書（産業技術力強化法）
（【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日）
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願 2 0 1 2 - 〇 〇 〇 〇 〇 〇
【申請人】	
【識別番号】	1 2 3 4 5 6 7 8 9
【住所又は居所】	東京都□□□
【氏名又は名称】	独立行政法人△△△
【代表者】	▲▲▲▲
【申請の理由】	審査請求料の軽減（産業技術力強化法施行令第 1 条の 2 第 3 号イ）
【提出物件の目録】	
【物件名】	職務発明認定書 1

※【申請の理由】の欄には、試験研究独立行政法人が審査請求料の軽減を申請するときは、当該法人が該当する同条第 3 号イからへまでの別を記載します。

職務発明認定書 (例)	
平成〇〇年〇〇月〇〇日	
1. 軽減申請に係る特許出願番号	特願 2 0 1 2 - 〇〇〇〇〇〇
2. 使用者	下記 (証明する者) のとおり
3. 発明者	
(1) 試験研究独立行政法人研究者 (職務発明をした者)	
氏名	■ ■ ■ ■
住所又は居所	● ● 県 ▲ ▲ 市 ▼ ▼ ▼
(2) 上記以外の者 (職務発明者以外の者) (注 1)	
氏名	▽ ▽ ▽ ▽
住所又は居所	〇 〇 県 ▲ ▲ 市 ● ● ●
(所属	▼ ▼ ▼ 株式会社)
4. 発明をした日	平成〇〇年〇〇月〇〇日 (注 2)
5. 当該発明をした当時の職務発明者の所属及び職務内容	
研究開発部	
化粧品成分開発	
上記のとおり、相違ないことを証明します。	
(証明する者)	(注 3)
住所又は居所	〇 〇 県 × × 市 □ □ □
氏名又は名称	独立行政法人 △ △ △
代表者	▲ ▲ ▲ ▲ (印) (注 4)

(注 1) 前記要件 (2) 又は (4) に該当する場合に記載します。

(注 2) 出願日以降の日付が発明をした日となることはありません。

(注 3) 前記要件 (3) 又は (4) に該当する場合は、当該試験研究独立行政法人研究者が転職前に所属していた大学等、試験研究独立行政法人、公設試験研究機関を設置する者又は試験研究地方独立行政法人を記載することになります。

(注 4) 証明する者の欄に押す印は特許庁に届け出ている印である必要はありません。また、識別ラベルは使用できません。

様式見本 3 : 在籍証明書

在籍証明書 (例)		平成〇〇年〇〇月〇〇日
1. 氏名	〇〇 〇〇	
2. 住所	△△県●●市□□□	
3. 就業年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
4. 所属及び職務内容	〇〇技術本部 応用化学に関する研究	
上記の者は、当法人に在籍する者であることを証明します。		
(証明する者)		
住所又は居所	××県〇〇市□□□	
氏名又は名称	独立行政法人△△△	
代表者	〇〇 〇〇 印	

(注) 証明する者の欄に押す印は特許庁に届け出ている印である必要はありません。また、識別ラベルは使用できません。

密接関連認定書（例）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

1. 軽減申請に係る特許出願番号 特願 20××-×××××××
(特開 20××-〇〇〇〇〇〇)
2. 密接関連要件 産業技術力強化法施行規則第1条第3号（第4号）イ
3. 職務発明に係る特許出願
 - (1) 特許出願番号 特願 20××-□□□□□□
(特開 20××-■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■)
 - (2) 使用者 下記（証明する者）のとおり
 - (3) 発明者（職務発明をした者）
氏名 〇〇 〇〇
住所又は居所 〇〇県××市●●●
 - (4) 発明をした日 平成22年〇〇月〇〇日
 - (5) 当該発明をした当時の発明者の所属及び職務発明
〇〇技術本部
応用化学に関する研究

4. 密接な関係があることの説明（注1）

軽減申請に係る特許出願（特開 20××-〇〇〇〇〇〇）は、半田バンプを用いたセルフアラインメント実装技術に関する発明を開示するものである。他方、研究者がなした職務発明に係る特許出願（特願 20××-□□□□□□）は、上記発明の有する●●という課題を解決すべく、セルフアラインメント実装技術における半田バンプ形状を最適化するものである（職務発明に係る特許出願の当初明細書段落【●●●●●】、【●●●●●】参照）。したがって、研究者がなした職務発明に係る特許出願と軽減申請に係る特許出願とは密接に関連している。

上記のとおり、相違ないことを証明します。

（証明する者）（注2）

住所又は居所 ××県〇〇市□□□

氏名又は名称 独立行政法人△△△

代表者 〇〇 〇〇 印（注3）

（注1）「2. 密接関連要件」が、同号ロである場合は、以下のように記載します。

「軽減申請に係る特許出願（特願 20××-×××××××）の出願当初明細書には、半田バンプを用いたセルフアラインメント実装技術に関する発明に関して、職務発明に係る発明（特開 20××-■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■）が文献公知発明として開示されている。他方、上記軽減申請に係る特許出願は、上記文献公知発明の有する●●という課題を解決すべく、セルフアラインメント実装技術における半田バンプ形状を最適化するものである（軽減申請に係る特許出願の当初明細書段落【●●●●●】、【●●●●●】参照）。したがって、研究者がなした職務発明に係る特許出願と軽減申請に係る特許出願とは密接に関連している。」

（注2）「2. 密接関連要件」が同条第4号イ又はロの場合は、当該試験研究独立行政法人研究者が転職前に所属していた大学等、試験研究独立行政法人、公設試験研究機関を設置する者又は試験研究地方独立行政法人が証明する者となります。

（注3）証明する者の欄に押す印は特許庁に届け出ている印である必要はありません。また、識別ラベルは使用できません。

密接関連認定書（例）		平成〇〇年〇〇月〇〇日
1. 軽減申請に係る特許出願番号	特願 2 0 1 2 - 〇〇〇〇〇〇	
2. 密接関連要件	産業技術力強化法施行規則第 1 条第 3 号ハ	
3. 出願人	下記（証明する者）のとおり	
4. 研究者（職務発明をした者）	氏名 〇〇 〇〇 住所又は居所 〇〇県××市●●●	
5. 研究者の所属及び職務内容	〇〇技術本部 応用化学に関する研究	
6. 共同試験研究の相手方（注1）	住所又は居所 〇〇県××市△△△ 氏名又は名称 □□□株式会社 代表者 ◆◆ ◆◆	
7. 密接な関係があることの説明（注2）	軽減申請に係る上記発明は、上記研究者がした有機太陽電池に関する職務発明の実証研究のために、当独立行政法人が□□□株式会社と共同して行った試験研究の成果に係る発明である。	
上記のとおり、相違ないことを証明します。		
（証明する者）		
住所又は居所 ××県〇〇市□□□		
氏名又は名称 独立行政法人△△△		
代表者 〇〇 〇〇 印（注3）		

（注1）委託試験研究の場合は「6. 委託試験研究の相手方」とします。

（注2）委託試験研究の場合は、「～実証研究のために、独立行政法人△△△が□□□株式会社に委託した試験研究の成果に係る発明である。」のように記載します。

（注3）証明する者の欄に押す印は特許庁に届け出ている印である必要はありません。また、識別ラベルは使用できません。

(参考) 出願審査請求書記載例

【書類名】	出願審査請求書
(【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【請求項の数】	
【請求人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代表者】	印又は識別ラベル (注1)
(【手数料の表示】)	(注2)
(【予納台帳番号】)	
(【納付金額】)	
【手数料に関する特記事項】	産業技術力強化法第17条第2項の規定による審査請求料の 1 / 2 軽減

(注1) 請求人の欄に押す印は特許庁に届け出ている印を使用してください。

(注2) 特許印紙により納付する場合には【手数料の表示】の欄は記載せず、特許印紙を左上の余白に貼付してください。

別表（産業技術力強化法施行令第3条に規定する独立行政法人：全44法人）

（平成28年4月1日現在）

1	国立研究開発法人日本医療研究開発機構	23	国立研究開発法人国立循環器病研究センター
2	国立研究開発法人情報通信研究機構	24	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
3	(独)酒類総合研究所	25	国立研究開発法人国立国際医療研究センター
4	(独)造幣局	26	国立研究開発法人国立成育医療研究センター
5	(独)国立印刷局	27	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
6	(独)国立科学博物館	28	(独)農林水産消費安全技術センター
7	国立研究開発法人物質・材料研究機構	29	(独)家畜改良センター
8	国立研究開発法人防災科学技術研究所	30	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
9	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	31	国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
10	(独)国立美術館	32	国立研究開発法人森林研究・整備機構
11	(独)国立文化財機構	33	国立研究開発法人水産研究・教育機構
12	国立研究開発法人科学技術振興機構	34	国立研究開発法人産業技術総合研究所
13	国立研究開発法人理化学研究所	35	(独)製品評価技術基盤機構
14	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	36	(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構
15	(独)日本スポーツ振興センター	37	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
16	国立研究開発法人海洋研究開発機構	38	国立研究開発法人土木研究所
17	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	39	国立研究開発法人建築研究所
18	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構	40	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
19	(独)労働者健康安全機構	41	(独)海技教育機構
20	(独)国立病院機構	42	(独)自動車技術総合機構
21	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所	43	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構
22	国立研究開発法人国立がん研究センター	44	国立研究開発法人国立環境研究所

Ⅶ 公設試験研究機関及び試験研究地方独立行政法人等に対する軽減措置

(産業技術力強化法 17(2))

1. 軽減の対象

出願審査請求手数料

(※以下の要件を満たす者であっても、他の手数料については軽減されません。)

2. 軽減の要件

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する公設試験研究機関を設置する者又は(10)から(18)までのいずれかに該当する試験研究地方独立行政法人が自己名義の特許出願に対して出願審査の請求をする場合には、その出願審査の請求の手数料が1/2軽減されます(免除はありません)。

なお、「公設試験研究機関」とは、『地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他法人格のない機関(公立大学を除く。)**【共通要件①】**』であって『試験研究に関する業務を行うもの**【共通要件②】**』をいいます。したがって、「公設試験研究機関を設置する者」とは、それら機関を設置する権限をもつ「地方公共団体」のことをいいます。

また、「試験研究地方独立行政法人」とは、『地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人(公立大学法人を除く。)**【共通要件③】**』であり、「公設試験研究機関」と同様、『試験研究に関する業務を行うもの**【共通要件④】**』をいいます。

【公設試験研究機関を設置する者の要件】

- (1) その発明が公設試験研究機関研究者がした職務発明である場合において、当該職務発明の特許を受ける権利を承継した当該公設試験研究機関を設置する者
- (2) その発明が公設試験研究機関研究者と当該者以外の者との共同発明である場合(公設試験研究機関研究者について職務発明であるときに限る。)において、当該発明に係る特許を受ける権利を承継した当該公設試験研究機関を設置する者
- (3) その発明が公設試験研究機関研究者が当該公設試験研究機関に転職する前に、公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者としてした職務発明であるときに、当該職務発明に係る特許を受ける権利を承継した当該公設試験研究機関研究者が現在在職する当該公設試験研究機関を設置する者
- (4) その発明が公設試験研究機関研究者が当該公設試験研究機関に転職する前に、公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者(これらの者について職務発明である場合に限る。)として当該者以外の者とした共同発明であるときに、当該発明に係る特許を受ける権利を承継した当該公設試験研究機関研究者が現在在職する当該公設試験研究機関を設置する者
- (5) その発明が公設試験研究機関研究者がした職務発明に係る特許出願の願書に最初に添付された明細書に文献公知発明として開示されているときに、当該発明に係る特許を受ける権利を承継した当該公設試験研究機関を設置する者

- (6) その発明の特許出願の願書に最初に添付した明細書に、公設試験研究機関研究者がした職務発明が文献公知発明として開示されているときに、当該発明に係る特許を受ける権利を承継した当該公設試験研究機関を設置している者
- (7) その発明が公設試験研究機関が当該公設試験研究機関以外の者と共同して行った試験研究（契約又は協定に基づいて行われたものに限る。）又は公設試験研究機関が当該公設試験研究機関以外の者に委託した試験研究の成果に係るものであって、公設試験研究機関研究者がした職務発明と密接な関係があるときに、当該発明に係る特許を受ける権利を承継した当該公設試験研究機関を設置する者
- (8) その発明が公設試験研究機関研究者が当該公設試験研究機関に転職する前に、公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者としてした職務発明に係る特許出願の願書に最初に添付された明細書に文献公知発明として開示されているときに、当該発明に係る特許を受ける権利を承継した当該公設試験研究機関研究者が現在在職する当該公設試験研究機関を設置する者
- (9) その発明の特許出願の願書に最初に添付した明細書に、公設試験研究機関研究者が当該公設試験研究機関に転職する前に、公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者としてした職務発明が、文献公知発明として開示しているときに、当該発明に係る特許を受ける権利を承継した当該公設試験研究機関研究者が現在在職する当該公設試験研究機関を設置する者

【試験研究地方独立行政法人の要件】

- (10) その発明が試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明である場合において、当該職務発明の特許を受ける権利を承継した当該試験研究地方独立行政法人
- (11) その発明が試験研究地方独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同発明である場合（試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明であるときに限る。）において、当該発明に係る特許を受ける権利を承継した当該試験研究地方独立行政法人
- (12) その発明が試験研究地方独立行政法人研究者が当該試験研究地方独立行政法人に転職する前に、試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者としてした職務発明であるときに、当該職務発明に係る特許を受ける権利を承継した当該試験研究地方独立行政法人研究者が現在在職する当該試験研究地方独立行政法人
- (13) その発明が試験研究地方独立行政法人研究者が当該試験研究地方独立行政法人に転職する前に、試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者（これらの者について職務発明である場合に限る。）として当該者以外の者とした共同発明であるときに、当該発明に係る特許を受ける権利を承継した当該試験研究地方独立行政法人研究者が現在在職する当該試験研究地方独立行政法人
- (14) その発明が試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明に係る特許出願の願書に最初に添付された明細書に文献公知発明として開示されているときに、当該発明に係る特許を受ける権利を承継した当該試験研究地方独立行政法人

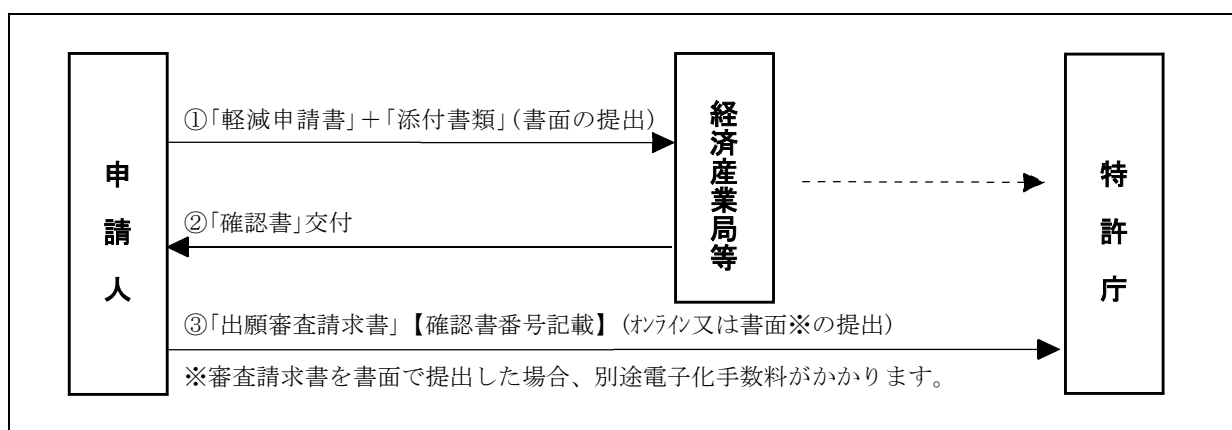
- (15) その発明の特許出願の願書に最初に添付した明細書に、試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明を文献公知発明として開示しているときに、当該発明に係る特許を受ける権利を承継した当該試験研究地方独立行政法人
- (16) その発明が試験研究地方独立行政法人が当該試験研究地方独立行政法人以外の者と共同して行った試験研究（契約又は協定に基づいて行われたものに限る。）又は試験研究地方独立行政法人が当該試験研究地方独立行政法人以外の者に委託した試験研究の成果に係るものであって、試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明と密接な関係があるときに、当該発明に係る特許を受ける権利を承継した当該試験研究地方独立行政法人
- (17) その発明が試験研究地方独立行政法人研究者が当該試験研究地方独立行政法人に転職する前に、試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者としてした職務発明に係る特許出願の願書に最初に添付された明細書に文献公知発明として開示されているときに、当該発明に係る特許を受ける権利を承継した当該試験研究地方独立行政法人研究者が現在在職する当該試験研究地方独立行政法人
- (18) その発明の特許出願の願書に最初に添付した明細書に、試験研究地方独立行政法人研究者が当該試験研究地方独立行政法人に転職する前に、試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者としてした職務発明が、文献公知発明として開示しているときに、当該発明に係る特許を受ける権利を承継した当該試験研究地方独立行政法人研究者が現在在職する当該試験研究地方独立行政法人

3. 軽減の申請

軽減を受けるためには、まず、審査請求料軽減申請書（様式見本1）に以下に記載する必要な書面を添付して経済産業局等に提出（※）しなければなりません。これにより、経済産業局等から確認書（様式見本2）が交付されますので、その後、交付された確認書の確認書番号を記載した出願審査請求書（様式見本3）を特許庁に提出してください。

※提出先の住所等については、本節の最終頁をご参照ください。

■ 手続フロー



※申請に必要な添付書面

上記２．の各要件に応じ、以下の書面を添付しなければなりません。なお、共通要件に係る添付書面は、１～18のいずれの要件に該当する場合にも必要となります。

【公設試験研究機関を設置する者の場合】

共通要件①②	設置条例等の写し、及び機関のパンフレット等
要件 1	①職務発明であることを証明する書面（様式見本 4）
要件 2	①公設試験研究機関研究者と当該者以外の者との共同発明であること、かつ、公設試験研究機関研究者について職務発明であることを証明する書面（様式見本 4）
要件 3	①公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が公設試験研究機関に転職し、当該公設試験研究機関の研究者として所属していることを証明する書面（様式見本 5） ②当該公設試験研究機関研究者が転職前にした職務発明であることを証明する書面（様式見本 4）
要件 4	①公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が公設試験研究機関に転職し、当該公設試験研究機関の研究者として所属していることを証明する書面（様式見本 5） ②当該公設試験研究機関研究者が転職前にした職務発明であること、かつ、当該者以外の者との共同発明であることを証明する書面（様式見本 4）
要件 5	①当該発明が公設試験研究機関研究者がした職務発明に係る願書に最初に添付した明細書に文献公知発明として開示されていることを証明する書面（様式見本 6）
要件 6	①当該発明の願書に最初に添付した明細書に公設試験研究機関研究者がした職務発明が文献公知発明として開示されていることを証明する書面（様式見本 6）
要件 7	①当該発明が公設試験研究機関が当該公設試験研究機関以外の者と契約若しくは協約に基づいて共同で行った試験研究の成果に係るもの又は当該発明が公設試験研究機関が当該公設試験研究機関以外の者に委託した試験研究の成果に係るものであって、公設試験研究機関研究者がした職務発明と密接な関係があることを証明する書面（様式見本 7）
要件 8	①公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が公設試験研究機関に転職し、当該公設試験研究機関の研究者として所属していることを証明する書面（様式見本 5）

	②当該発明が公設試験研究機関研究者が転職前にした職務発明に係る願書に最初に添付した明細書に公知文献発明として開示されていることを証明する書面（様式見本6）
要件9	①公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が公設試験研究機関に転職し、当該公設試験研究機関の研究者として所属していることを証明する書面（様式見本5） ②当該発明の願書に最初に添付した明細書に公設試験研究機関研究者が転職前にした職務発明が公知文献発明として開示されていることを証明する書面（様式見本6）

【試験研究地方独立行政法人の場合】

共通要件③④	①定款の写し、及び法人のパンフレット等
要件10	①職務発明であることを証明する書面（様式見本4）
要件11	①試験研究地方独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同発明であること、かつ、試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明であることを証明する書面（様式見本4）
要件12	①試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者が試験研究地方独立行政法人に転職し、当該試験研究地方独立行政法人の研究者として所属していることを証明する書面（様式見本5） ②当該試験研究地方独立行政法人研究者の転職前の職務発明であることを証明する書面（様式見本4）
要件13	①試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者が試験研究地方独立行政法人に転職し、当該試験研究地方独立行政法人の研究者として所属していることを証明する書面（様式見本5） ②当該試験研究地方独立行政法人研究者の転職前の職務発明であり、かつ、当該者以外の者との共同発明であることを証明する書面（様式見本4）
要件14	①当該発明が試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明に係る願書に最初に添付した明細書に文献公知発明として開示されていることを証明する書面（様式見本6）
要件15	①当該発明の願書に最初に添付した明細書に試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明が文献公知発明として開示されていることを証明する書面（様式見本6）
要件16	①当該発明が試験研究地方独立行政法人が当該試験研究地方独立行政法人以外の者と契約若しくは協約に基づいて共同で行った試験研究の成果に

	<p>係るもの又は当該発明が試験研究地方独立行政法人が当該試験研究地方独立行政法人以外の者に委託した試験研究の成果に係るものであって、試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明と密接な関係があることを証明する書面（様式見本7）</p>
要件17	<p>①試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者が試験研究地方独立行政法人に転職し、当該試験研究地方独立行政法人の研究者として所属していることを証明する書面（様式見本5）</p> <p>②当該発明が試験研究地方独立行政法人研究者が転職前にした職務発明に係る願書に最初に添付した明細書に公知文献発明として開示されていることを証明する書面（様式見本6）</p>
要件18	<p>①試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者が試験研究地方独立行政法人に転職し、当該試験研究地方独立行政法人の研究者として所属していることを証明する書面（様式見本5）</p> <p>②当該発明の願書に最初に添付した明細書に試験研究地方独立行政法人研究者が転職前にした職務発明が公知文献発明として開示されていることを証明する書面（様式見本6）</p>

様式見本 1 : 審査請求料軽減申請書

【書類名】	審査請求料軽減申請書（産業技術力強化法）	
（【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日）	
【あて先】	特許庁長官 殿	
【出願の表示】		
【出願番号】	特願 2 0 1 2 - 〇〇〇〇〇〇	
【申請人】		
【識別番号】	1 2 3 4 5 6 7 8 9	
【住所又は居所】	〇〇県××市□□□	
【氏名又は名称】	〇〇県	
【代表者】	知事 〇〇〇〇	
【公設試験研究機関名】	〇〇試験研究所	（注 1）
【申請の理由】	審査請求料の軽減（産業技術力強化法施行令第 1 条の 2 第 4 号イ） （注 2）	
【提出物件の目録】		
【物件名】	〇〇県□□条例の写し	1
【物件名】	△△△試験場のパンフレット	1
【物件名】	職務発明認定書	1

（注 1）申請者が、公設試験研究機関を設置する者（地方公共団体）の場合については、その発明がされた公設試験研究機関名を記載します。試験研究地方独立行政法人の場合は【公設試験研究機関名】の欄は不要です。

（注 2）【申請の理由】の欄には、以下のように記載します（●はイ～へのいずれか該当するもの）。

- ・公設試験研究機関を設置する者の場合
「審査請求料の軽減（産業技術力強化法施行令第 1 条の 2 第 4 号●）」
- ・試験研究地方独立行政法人の場合
「審査請求料の軽減（産業技術力強化法施行令第 1 条の 2 第 5 号●）」

*添付書類の援用について

複数の軽減申請を同時に行う場合や、過去に行った他の出願の軽減申請書に添付した添付書類を援用する場合には、【提出物件の目録】に以下のように記載します。

【提出物件の目録】		
【物件名】	条例の写し	1
【援用の表示】	特願〇〇〇〇-××××××（出願番号が通知されていない場合は、特許出願の年月日）に係る平成〇年〇月〇日提出の審査請求料軽減申請書に添付のものを援用する。	

様式見本 2 : 確認書

確 認 書		平成〇〇年〇〇月〇〇日
		特許庁長官 〇〇 〇〇 印
		確認書番号 〇〇〇
下記の者につき、産業技術力強化法施行令第 1 条の 2 第 4 号イ (※) に規定する者であることを確認します。		
記		
1 申請者		
住所又は居所	〇〇県××市□□□	
氏名又は名称	〇〇県	
代表者の氏名	◆◆◆◆	
2 軽減の対象となる特許出願		
特願 2 0 1 2 - 〇〇〇〇〇〇		

(※) 該当する要件に応じて、記載される根拠条文等が異なります。

職務発明認定書(例)		平成〇〇年〇〇月〇〇日
1. 軽減申請に係る特許出願番号	特願 2 0 1 2 - 〇〇〇〇〇〇	
2. 使用者	下記（証明する者）のとおり	
3. 公設試験研究機関	（注1）	
住所又は居所	〇〇県××市□□□	
氏名又は名称	△△△研究センター	
4. 発明者		
(1) 公設試験研究機関研究者（職務発明をした者）		
氏名	〇〇〇〇	
住所又は居所	●●県△△市■ ■ ■	
(2) 上記以外の者（職務発明者以外の者）	（注2）	
氏名	▽▽▽▽	
住所又は居所	〇〇県▲▲市●●●	
	（所属▼▼▼株式会社）	
5. 発明をした日	平成〇年〇月〇日	（注3）
6. 当該発明をした当時の発明者（職務発明者）の所属及び職務内容	△△△研究センター研究開発部 化粧品成分開発	
	上記のとおり、相違ないことを証明します。	
	（証明する者）	（注4）
	住所又は居所	〇〇県××市□□□
	氏名又は名称	〇〇県
	代表者	▲▲ ▲▲（印）
		（注5）

（注1）申請者が地方独立行政法人の場合は、「3. 公設試験研究機関」の項目は省略します。

（注2）前記要件（2）、（4）、（11）又は（13）に該当する場合に記載します。

（注3）出願日以降の日付が発明をした日となることはありません。

（注4）前記要件（3）、（4）、（12）又は（13）に該当する場合には、当該公設試験研究機関研究者又は当該試験研究地方独立行政法人研究者が転職前に所属していた大学等、試験研究独立行政法人、公設試験研究機関を設置する者又は試験研究地方独立行政法人を記載することになります。

（注5）証明する者の欄に押す印は特許庁に届け出ている印である必要はありません。また、識別ラベルは使用できません。

様式見本 5 : 在籍証明書

在籍証明書 (例)		平成〇〇年〇〇月〇〇日
1. 氏名	〇〇 〇〇	
2. 住所	△△県●●市□□□	
3. 就業年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
4. 所属及び職務内容	△△△研究センター ××部 化粧品成分開発	
上記の者は、△△△研究センターに在籍する者であることを証明します。		
(証明する者)		
住所又は居所	××県〇〇市□□□	
氏名又は名称	××県	
代表者	〇〇 〇〇	(印)

(注意) 証明する者の欄に押す印は特許庁に届け出ている印である必要はありません。また、識別ラベルは使用できません。

密接関連認定書（例）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

1. 軽減申請に係る特許出願番号 特願 20××-×××××××
(特開 20××-〇〇〇〇〇〇)
2. 密接関連要件 産業技術力強化法施行規則第1条第5号（第6号、第7号、第8号）イ
3. 職務発明に係る特許出願
 - (1) 特許出願番号 特願 20××-□□□□□□
(特開 20××-■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■)
 - (2) 使用者 下記（証明する者）のとおり
 - (3) 発明者（職務発明をした者）
氏名 〇〇 〇〇
住所又は居所 〇〇県××市●●●
 - (4) 発明をした日 平成22年〇〇月〇〇日
 - (5) 当該発明をした当時の発明者の所属及び職務発明
△△△研究センター ××部
化粧品の成分開発

4. 密接な関係があることの説明（注1）

軽減申請に係る特許出願（特開 20××-〇〇〇〇〇〇）は、半田バンプを用いたセルフアラインメント実装技術に関する発明を開示するものである。他方、研究者がなした職務発明に係る特許出願（特願 20××-□□□□□□）は、上記発明の有する●●という課題を解決すべく、セルフアラインメント実装技術における半田バンプ形状を最適化するものである（職務発明に係る特許出願の当初明細書段落【●●●●●】、【●●●●●】参照）。したがって、研究者がなした職務発明に係る特許出願と軽減申請に係る特許出願とは密接に関連している。

上記のとおり、相違ないことを証明します。

（証明する者）（注2）

住所又は居所 ××県〇〇市□□□

氏名又は名称 ××県

代表者 〇〇 〇〇 印（注3）

（注1）「2. 密接関連要件」が、同号ロである場合は、以下のように記載します。

「軽減申請に係る特許出願（特願 20××-×××××××）の出願当初明細書には、半田バンプを用いたセルフアラインメント実装技術に関する発明に関して、職務発明に係る発明（特開 20××-■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■）が文献公知発明として開示されている。他方、上記軽減申請に係る特許出願は、上記文献公知発明の有する●●という課題を解決すべく、セルフアラインメント実装技術における半田バンプ形状を最適化するものである（軽減申請に係る特許出願の当初明細書段落【●●●●●】、【●●●●●】参照）。したがって、研究者がなした職務発明に係る特許出願と軽減申請に係る特許出願とは密接に関連している。」

（注2）「2. 密接関連要件」が第6号（第8号）イ又はロの場合は、当該公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が転職前に所属していた大学等、試験研究独立行政法人、公設試験研究機関を設置する者又は試験研究地方独立行政法人が証明する者となります。

（注3）証明する者の欄に押す印は特許庁に届け出ている印である必要はありません。また、識別ラベルは使用できません。

密接関連認定書（例）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

1. 軽減申請に係る特許出願番号 特願 2 0 1 2 - 〇〇〇〇〇〇
2. 密接関連要件 産業技術力強化法施行規則第 1 条第 5 号（第 7 号）ハ
3. 出願人 下記（証明する者）のとおり
4. 公設試験研究機関（注 1）
住所又は居所 ××県〇〇市●●●
氏名又は名称 △△△研究センター
5. 研究者（職務発明をした者）
氏名 〇〇 〇〇
住所又は居所 〇〇県××市●●●
6. 研究者の所属及び職務内容
××部
化粧品の成分開発
7. 共同試験研究の相手方（注 2）
住所又は居所 〇〇県××市△△△
氏名又は名称 □□□株式会社
代表者 ◆◆ ◆◆
8. 密接な関係があることの説明（注 3）
軽減申請に係る上記発明は、上記研究者がした有機太陽電池に関する職務発明の実証研究のために、当△△△研究センターが□□□株式会社と共同して行った試験研究の成果に係る発明である。

上記のとおり、相違ないことを証明します。

（証明する者）
住所又は居所 ××県〇〇市□□□
氏名又は名称 ××県
代表者 〇〇 〇〇 印（注 4）

（注 1）試験研究地方独立行政法人が申請する場合は、4. は不要です。

（注 2）委託試験研究の場合は、「7. 委託試験研究の相手方」とします。

（注 3）委託試験研究の場合は、「～実証研究のために、当県（〇〇研究センター）が□□□株式会社に委託した試験研究の成果に係る発明である。」のように記載します。

（注 4）証明する者の欄に押す印は特許庁に届け出ている印である必要はありません。また、識別ラベルは使用できません。

Ⅷ 承認TLOを対象とした軽減措置（大学等技術移転促進法8(2)）

1. 審査請求料の軽減が認められる場合及びその内容

(1) 軽減が認められる場合

大学等技術移転促進法第4条第1項の承認を受けた者（承認TLO）が同法第2条第1項の特定大学技術移転事業を実施するときは、審査請求料が1/2軽減されます。（大学等技術移転促進法第8条第2項）

特定大学技術移転事業の対象となる研究成果は、大学、高等専門学校及び大学共同利用機関における技術に関する研究成果であって、国以外の者に属するものです。

すなわち、当該研究成果に係る特許を受ける権利を、当該国以外の者から承認TLOが譲渡を受けている場合に軽減が受けられます。

(2) 軽減の内容

特許法第195条第2項の規定による出願審査請求の手数料の1/2が軽減されます（自己の特許出願について納付する場合に限りです。大学等技術移転促進法第8条第2項及び大学等技術移転促進法施行令第6条）。

2. 申請に必要な手続等

(1) 手続書類の記載方法

○承認TLOが特許庁に対し手続を行うときは、当該手続に関する書類の【識別番号】の欄に、承認TLOの識別番号を必ず記載します。

○承認TLOが、出願審査請求の手続を行うときは、出願審査請求書の【手数料の表示】の欄の次に【手数料に関する特記事項】の欄を設け「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第8条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減」のように記載します。

(2) 申請書及び証明書の提出方法

承認TLOが、審査請求料の軽減を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した軽減申請書を特許庁に提出しなければなりません。

○申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

○当該特許出願の番号

○審査請求手数料の軽減を受けようとする旨

また、当該申請書には特定大学技術移転事業の実施に係るものであることを証明する書面を添付しなければなりません。なお、出願中の手続において、すでに上記の実施に係るものであることを証明する書面を提出した場合は、申請書にその旨を記載して、証明書の添付を省略することができます。

様式見本：出願審査請求書

【書類名】	出願審査請求書
（【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日）
【あて先】	
【出願の表示】	
【出願番号】	
【請求項の数】	
【請求人】	
【識別番号】	8〇〇〇〇〇〇〇〇
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代表者】	印又は識別ラベル （注1）
【手数料の表示】	（注2）
（【予納台帳番号】	
（【納付金額】	
【手数料に関する特記事項】	大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第8条第2項の規定による審査請求料の1／2軽減

（注1）請求人の欄に押す印は特許庁に届け出ている印を使用してください。

（注2）特許印紙により納付する場合には【手数料の表示】の欄は記載せず、特許印紙を左上の余白に貼付してください。

(文 例)

特定大学技術移転事業の実施に係るものであることを証明する書面

平成〇〇年〇〇月〇〇日

譲受人

住所（居所）

氏名（名称）

代表者

殿

譲渡人

住所（居所）

勤務先

氏名（名称）

印

平成 年 月 日に下記の発明に関する特許を受ける権利を貴殿に譲渡したことに相違ありません。

記

- 1 特許出願の番号
- 2 発明の名称

IX 認定TLOを対象とした減免措置（大学等技術移転促進法13(4)）

1. 審査請求料の軽減が認められる場合とその内容

(1) 軽減が認められる場合

大学等技術移転促進法第13条第1項の認定を受けた者（試験研究独立行政法人認定TLO）が同法第13条第1項の試験研究独立行政法人技術移転事業を行うときは、審査請求料が1/2軽減されます。（大学等技術移転促進法第13条第4項）

試験研究独立行政法人技術移転事業の対象となる研究成果は、大学等技術移転促進法施行令第14条に規定する独立行政法人（以下「試験研究独立行政法人」という。）における技術に関する研究成果です。

すなわち、当該研究成果に係る特許を受ける権利を、当該試験研究独立行政法人から認定TLOが譲渡を受けている場合に、軽減が認められます。

なお、試験研究独立行政法人は別表のとおりです。

(2) 軽減の内容

特許法第195条第2項の規定による出願審査請求の手数料の1/2が軽減されます（自己の特許出願について納付するの場合に限ります。大学等技術移転促進法第13条第4項及び大学等技術移転促進法施行令第18条）。

2. 申請に必要な手続等

(1) 手続書類の記載方法

○認定TLOが特許庁に対し手続を行うときは、当該手続に関する書類の【識別番号】の欄に、認定TLOの識別番号を必ず記載します。

○認定TLOが、出願審査請求の手続を行うときは、出願審査請求書の【手数料の表示】の欄の次に【手数料に関する特記事項】の欄を設け「大学等技術移転促進法第13条第4項の規定による審査請求料の1/2軽減」のように記載します。

(2) 申請書及び証明書の提出方法

認定TLOが、審査請求料の軽減を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した軽減申請書を特許庁に提出しなければなりません。

○申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

○当該特許出願の番号

○審査請求手数料の軽減を受けようとする旨

また、当該申請書には試験研究独立行政法人技術移転事業の実施に係るものであることを証明する書面を添付しなければなりません。なお、出願中の手続において、すでに上記の実施に係るものであることを証明する書面を提出した場合は、申請書にその旨を記載して、証明書の添付を省略することができます。

様式見本：出願審査請求書記載例

【書類名】	出願審査請求書
（【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日）
【あて先】	
【出願の表示】	
【出願番号】	
【請求項の数】	
【請求人】	
【識別番号】	8〇〇〇〇〇〇〇〇
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代表者】	印又は識別ラベル
【手数料の表示】	
（【予納台帳番号】	
（【納付金額】	
【手数料に関する特記事項】	大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第13条第4項の規定による審査請求料の1/2軽減

（注1）請求人の欄に押す印は特許庁に届け出ている印を使用してください。

（注2）特許印紙により納付する場合には【手数料の表示】の欄は記載せず、特許印紙を左上の余白に貼付してください。

様式見本：審査請求料軽減申請書

【書類名】	審査請求料軽減申請書（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律）
（【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日）
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【申請人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代表者】	
【申請の理由】	審査請求料の軽減（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第13条第4項）
【提出物件の目録】	
【物件名】	試験研究独立行政法人技術移転事業の実施にかかるものであることを証明する書面 1 （注1）

（注1）「試験研究独立行政法人技術移転事業の実施に係るものであることを証明する書面」は、なるべく次の文例により作成してください。

(文 例)

試験研究独立行政法人技術移転事業の実施に係るものであることを証明する書面

平成〇〇年〇〇月〇〇日

譲受人

住所（居所）

氏名（名称）

代表者

殿

譲渡人

住所（居所）

氏名（名称）

印

平成 年 月 日に下記の発明に関する特許を受ける権利を貴殿に譲渡したことに相違ありません。

記

1. 特許出願の番号
2. 発明の名称

別表（大学等技術移転促進法施行令第14条に規定する独立行政法人：全41法人）

（平成28年4月1日現在）

1	国立研究開発法人日本医療研究開発機構	22	国立研究開発法人国立国際医療研究センター
2	国立研究開発法人情報通信研究機構	23	国立研究開発法人国立成育医療研究センター
3	(独)酒類総合研究所	24	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
4	(独)国立科学博物館	25	(独)農林水産消費安全技術センター
5	国立研究開発法人物質・材料研究機構	26	(独)家畜改良センター
6	国立研究開発法人防災科学技術研究所	27	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
7	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	28	国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
8	(独)国立美術館	29	国立研究開発法人森林研究・整備機構
9	(独)国立文化財機構	30	国立研究開発法人水産研究・教育機構
10	国立研究開発法人科学技術振興機構	31	国立研究開発法人産業技術総合研究所
11	国立研究開発法人理化学研究所	32	(独)製品評価技術基盤機構
12	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	33	(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構
13	(独)日本スポーツ振興センター	34	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
14	国立研究開発法人海洋研究開発機構	35	国立研究開発法人土木研究所
15	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	36	国立研究開発法人建築研究所
16	(独)労働者健康安全機構	37	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
17	(独)国立病院機構	38	(独)海技教育機構
18	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所	39	(独)自動車技術総合機構
19	国立研究開発法人国立がん研究センター	40	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構
20	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	41	国立研究開発法人国立環境研究所
21	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター		

X 国又は審査請求料の軽減若しくは免除を受ける者を含む共有出願の場合

特許法第195条第6項は、「国又は次条の規定若しくは他の法令の規定により出願審査の請求の手数料の軽減若しくは免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であって持分の定めがあるときは、これらの者が自己の特許を受ける権利について第2項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料は、同項の規定にかかわらず、国以外の各共有者ごとに同項に規定する出願審査の請求の手数料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない」と規定しているため、審査請求料の減免を受ける者を含む共有出願について持分の定めがあるときは、その持分の割合に応じて、減免が受けられることになっています。

特許法第195条第6項の規定を受けようとするときは、出願審査請求書に国を含む者の共有に係るときは、【持分の割合】の欄を設けて国以外の者の持分の割合を記載し、減免を受ける者を含む共有に係るときは、【手数料に関する特記事項】の欄を設けて減免を受ける旨、減免を受ける者及びその者の持分の割合を記載するとともに、【その他】の欄を設けて同条第2項に規定する審査請求料の金額に対する同条第6項の規定による合算して得た額の割合を記載します。

また、持分を証明する書面（様式見本1）を出願審査請求書に添付して提出しなければなりません。

なお、請求項の数を増加した手続補正書において、審査請求料を納付する場合も同様になりますが、その際には【その他】の欄を設けて減免を受ける旨、減免を受ける者及びその者の持分の割合を記載し、その記載の次に納付する額の割合を記載してください。

<国（持分1／2）と軽減を受ける者（持分1／2）の共同出願の出願審査請求書（例）>

【書類名】	出願審査請求書		
（【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日）		
【あて先】	特許庁長官 殿		
【出願の表示】			
【出願番号】	特願2012-〇〇〇〇〇〇		
【請求項の数】	1		
【請求人】			
【識別番号】	987654321		
【住所又は居所】	〇〇県××市□□□		
【氏名又は名称】	独立行政法人△△△機構		
【代表者】	▲▲▲▲		印又は識別ラベル
【請求人】			
【識別番号】	234567891		
【住所又は居所】	〇〇県××市■ ■ ■		
【氏名又は名称】	国土交通省地方〇〇〇局長	◇◇◇◇	印又は識別ラベル
（【代理人】			
（【識別番号】			
（【住所又は居所】			
（【氏名又は名称】			
【持分の割合】	1／2		
（【手数料の表示】			
（【予納台帳番号】			
（【納付金額】			
【手数料に関する特記事項】	産業技術力強化法第17条第2項の規定による審査請求料の 1／2軽減（独立行政法人△△△機構 持分1／2）		
【その他】	手数料の納付の割合 1／4		
【提出物件の目録】			
【物件名】	持分の割合を証明する書面	1	

※国を含む者の共有の場合は、【持分の割合】の欄を設けて、国以外の者の持分の割合を記載し、減免を受ける者を含む者の共有に係るときは、【手数料に関する特記事項】の欄に「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」及び「その者の持分の割合」をそれぞれ記載するとともに【その他】の欄に正規の納付金額に対する持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額の割合を記載します。この場合には、持分の割合を証明する書面の添付が必要ですので、出願審査請求書に添付してください。

<試験研究独立行政法人（持分1／2）と研究開発型中小企業（持分1／2）の共同出願の出願
審査請求書（例）>

【書類名】	出願審査請求書	
（【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日）	
【あて先】	特許庁長官 殿	
【出願の表示】		
【出願番号】	特願2012-〇〇〇〇〇〇	
【請求項の数】	1	
【請求人】		
【識別番号】	987654321	
【住所又は居所】	〇〇県××市□□□	
【氏名又は名称】	独立行政法人△△△機構	
【代表者】	▲▲▲▲	印又は識別ラベル
【請求人】		
【識別番号】	234567891	
【住所又は居所】	〇〇県××市■ ■ ■	
【氏名又は名称】	株式会社◇◇◇	
【代表者】	●●●●	印又は識別ラベル
（【手数料の表示】		
（【予納台帳番号】		
（【納付金額】		
【手数料に関する特記事項】	産業技術力強化法第17条第2項の規定による審査請求料の 1／2軽減（独立行政法人△△△機構 持分1／2） 産業技術力強化法第18条第2項の規定による審査請求料の 1／2軽減。確認書の番号第☆☆☆号 （株式会社◇◇◇ 持分1／2）	
【その他】	手数料の納付の割合 1／2	
【提出物件の目録】		
【物件名】	持分の割合を証明する書面	1

※減免を受ける者を含む者の共有に係るときは、【手数料に関する特記事項】の欄に「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」及び「その者の持分の割合」をそれぞれ記載するとともに【その他】の欄に正規の納付金額に対する持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額の割合を記載します。この場合には、持分の割合を証明する書面の添付が必要ですので、出願審査請求書に添付してください。

その他の軽減を受ける者を含む共同出願の場合の【手数料に関する特記事項】の記載例

<法人※と研究開発型中小企業の場合> ※特許法の規定による減免対象者

【手数料に関する特記事項】特許法第195条の2の規定による審査請求料の1/2軽減
(有限会社△△△ 持分○/○)
産業技術力強化法第18条第2項の規定による審査請求料の
1/2軽減。確認書の番号第☆☆☆号
(株式会社◇◇◇ 持分○/○)
【その他】 手数料の納付の割合 ○/○

<大学等と試験研究独立行政法人の場合>

【手数料に関する特記事項】産業技術力強化法第17条第2項の規定による審査請求料の
1/2軽減(国立大学法人△△大学 持分○/○)
産業技術力強化法第17条第2項の規定による審査請求料の
1/2軽減(独立行政法人△△△機構 持分○/○)
【その他】 手数料の納付の割合 ○/○

<大学等(公立大学)と公設試験研究機関と試験研究地方独立行政法人の場合>

【手数料に関する特記事項】産業技術力強化法第17条第2項の規定による審査請求料の
1/2軽減(△△県 持分○/○)
産業技術力強化法第17条第2項の規定による審査請求料の
1/2軽減。確認書の番号第○○○号
(□□県 持分○/○)
産業技術力強化法第17条第2項の規定による審査請求料の
1/2軽減(地方独立行政法人△△△機構 持分○/○)
【その他】 手数料の納付の割合 ○/○

<公設試験研究機関と試験研究地方独立行政法人の場合>

【手数料に関する特記事項】	産業技術力強化法第17条第2項の規定による審査請求料の 1/2軽減。確認書の番号第〇〇〇号 (□□県 持分〇/〇) 産業技術力強化法第17条第2項の規定による審査請求料の 1/2軽減。確認書の番号第〇〇〇号 (地方独立行政法人△△△試験所 持分〇/〇)
【その他】	手数料の納付の割合 〇/〇

様式見本1：持分の割合を証明する書面（例）

持分証明書（例）	
平成〇〇年〇〇月〇〇日	
出願番号	特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
発明の名称	〇〇〇〇〇〇〇
上記発明の特許を受ける権利の持分については、平成〇〇年〇〇月〇〇日に、 甲は〇/〇、乙は〇/〇と定めたことに相違ありません。	
(甲)	〇〇県●●市△△丁目△△番△△号 国立大学法人□□□大学 学長 ▲▲ ▲▲ 印
(乙)	■■県××市〇〇町〇〇番地 △△△△株式会社 代表者 ●● ●● 印

(注) 証明書に押す印は特許庁に届け出ている印を使用してください。

XI 補正により増加した請求項の審査請求料の軽減について

補正により請求項が増加した場合（手続補正書を提出する前に納付した審査請求料の請求項の数より増加している場合に限る。）には、増加した請求項の数分の審査請求料を納付しなければなりません。その場合に審査請求料の免除又は軽減を受けることができるときには、改めて、審査請求料軽減申請書を提出するとともに、手続補正書に【その他】の欄を設けて、免除又は軽減を受ける旨等を記載しなければなりません（手続補正書に【手数料に関する特記事項】の欄は記載できません。）。なお、免除又は軽減を受けることを証明する書面については、出願審査の請求の際に提出した証明書であって証明する内容に変更がない場合には、審査請求料軽減申請書に援用する旨を記載してその提出を省略することができます。

<手続補正書の記載例>

【書類名】	手続補正書
(【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日)
【あて先】	特許庁〇〇〇 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【補正をする者】	
【識別番号】	9 8 7 6 5 4 3 2 1
【住所又は居所】	〇〇県××市□□□
【氏名又は名称】	独立行政法人△△△機構
【代表者】	▲▲▲▲ 印又は識別ラベル
【発送番号】	〇〇〇〇〇〇
【補正により増加する請求項の数】	2
【手続補正1】	
【補正対象書類名】	特許請求の範囲
【補正対象項目名】	全文
【補正の方法】	変更
【補正の内容】	
【書類名】	特許請求の範囲
【請求項1】	
【請求項2】	
【請求項3】	
(【手数料の表示】	
(【予納台帳番号】)	〇〇〇〇〇〇
(【納付金額】)	4 0 0 0
【その他】	産業技術力強化法第17条第2項の規定による審査請求料の 1 / 2 軽減

【北海道】(北海道)

〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第一合同庁舎
北海道経済産業局 地域経済部 産業技術課 知的財産室 (TEL:011-709-5441)

【東北】(青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島)

〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎(B棟)
東北経済産業局 地域経済部 産業技術課 知的財産室 (TEL:022-221-4819)

【関東】(茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、山梨、静岡)

〒330-9715 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館
関東経済産業局 地域経済部 産業技術課 知的財産室 (TEL 048-600-0239)

【中部】(愛知、岐阜、三重、富山、石川)

〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2
中部経済産業局 地域経済部 産業技術課 知的財産室 (TEL 052-951-2774)

【近畿】(福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)

〒540-8535 大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館
近畿経済産業局 地域経済部 産業技術課 知的財産室 (TEL 06-6966-6016)

【中国】(鳥取、島根、岡山、広島、山口)

〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館
中国経済産業局 地域経済部 産業技術連携課 知的財産室 (TEL 082-224-5680)

【四国】(徳島、香川、愛媛、高知)

〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎
四国経済産業局 地域経済部 産業技術課 知的財産室 (TEL 087-811-8519)

【九州】(福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島)

〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎
九州経済産業局 地域経済部 産業技術課 知的財産室 (TEL 092-482-5463)

【沖縄】(沖縄)

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
沖縄総合事務局 経済産業部 地域経済課 知的財産室 (TEL 098-866-1730)